

## 平成27年第3回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程	(4)
<b>第1日（9月30日）</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
所信表明	6
議案第57号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
議案第58号 与論町男女共同参画推進条例	8
議案第59号 与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施設設置及び管理 に関する条例	10
議案第60号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）	12
議案第61号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	26
議案第62号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）	27
議案第63号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）	29
議案第64号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）	30
議案第65号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	33
議案第66号 平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	34
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	35
認定第1号 平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	35
認定第2号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について	36
認定第3号 平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第4号 平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について	37
認定第5号 平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	38
認定第6号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	

について	38
認定第 7 号 平成 26 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	39
特別委員会設置及び委員の選任について	39
散 会	40

### 第2日（10月1日）

同意第 2 号 副町長の選任について	44
散 会	45

### 第3日（10月7日）

一般質問	50
町 俊策君	50
林 敏治君	58
喜山康三君	66
高田豊繁君	79
麓 才良君	90
福地元一郎君	96
散 会	105

### 第4日（10月9日）

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて	111
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて	112
認定第 1 号 平成 26 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 2 号 平成 26 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	113
認定第 3 号 平成 26 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 4 号 平成 26 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 5 号 平成 26 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 6 号 平成 26 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	113
認定第 7 号 平成 26 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	113

陳情第10号 町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について (環境経済建設常任委員長報告) .....	117
陳情第11号 農道古里15号線の舗装整備に関する陳情 .....	117
陳情第12号 農道古里18号線の舗装整備に関する陳情 .....	117
所管事務調査報告 (総務厚生文教常任委員長) .....	119
議員派遣の件 .....	126
閉会中の継続審査・調査について	
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会 .....	127
閉　　会 .....	127

## 平成27年第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
9	30	水	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、所信表明、議案審議) 決算審査特別委員会(平成26年度事業実施箇所調査を含む。)
10	1	木	本会議(議案審査) 決算審査特別委員会
	2	金	議事整理日
	3	土	
	4	日	
	5	月	常任委員会
	6	火	議事整理日
	7	水	本会議(一般質問) 常任委員会
	8	木	議事整理日
	9	金	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 27 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 9 月 30 日

平成27年第3回与論町議会定例会会議録  
平成27年9月30日（水曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 所信表明
- 第5 議案第57号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第58号 与論町男女共同参画推進条例
- 第7 議案第59号 与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施設設置及び管理に関する条例
- 第8 議案第60号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議案第61号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第62号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第63号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第64号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第65号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第14 議案第66号 平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 認定第1号 平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第2号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第3号 平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第4号 平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第5号 平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第6号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第22 認定第 7号 平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第23 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 山元宗君	教育長 町岡光弘君
総務企画課長 沖島範幸君	会計管理者兼会計課長 林英登樹君
税務課長 竹本由弘君	町民福祉課長 酒勺徳雄君
環境課長 吉田勉君	産業振興課長 町島実和君
農業委員会事務局長 徳田康悦君	商工観光課長 富士川浩康君
建設課長 山下哲博君	教委事務局長 田畠豊範君
教育委員会事務局長 与論こども園長 山下一也君	水道課長 池田美知博君
与論こども園長 岩山秀子君	茶花こども園長 阿多とみ子君
那間こども園長 高田りえ子君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君	主幹兼係長 川上嘉久君
------------	-------------

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成27年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番町 俊策君、6番供利泰伸君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月9日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月9日までの10日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成26年度与論町健全化判断比率の報告、平成26年度与論町公営企業資金不足比率報告書、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、御一読ください。

また、町監査委員から平成27年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配布していますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した与論町議会だより第116号を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 所信表明

○議長（大田英勝君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明の申し出がありました。

これを許します。

町長、山 元宗君。

○町長（山 元宗君） おはようございます。それでは、所信の表明をいたします。

このたびの町長選挙におきまして、町民各位の厳正なる審判を受け、町政を担当することになりました。これも町民各位の深い御理解と私に対する期待と信頼の証であることを深く認識し、責任の重大さを痛感しているところです。

ここに、平成27年度第3回与論町議会定例会の開会にあたり、私の基本理念として「町民の英知を結集 豊かで住みよいゆんぬ創生」をモットーに職員と一緒に、町民各位の御協力を得ながら、誠心誠意頑張ってまいる所存です。特に、議會議員の皆様方の御指導、御協力なくしては目的を達成することができません。各段の御理解をお願い申し上げます。

議決機関・執行機関とお互いに異なる立場であるのですが、「島のために」という目的は皆同じです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

私は、「人口減少対策」、「産業の振興」、「福祉施策の充実」、「文化の伝承」を政策の柱として掲げ、1つ目にU・Iターン者の仕事づくりと定住促進に努めると共に、出産支援、児童生徒の医療費の段階的助成などの子育て支援に努めます。2つ目に遊休地の活用や堆肥の活用による農業の振興、優良素牛の導入による畜産振興、魚介類の加工や流通体制の改善による水産業の振興を図ります。3つ目に国立公園化を見据え活気あふれる観光の島を目指して、航空運賃の格差是正に全力で取り組むとともに団体客の誘致、リピーター増を目指し与論らしい景観の維持と植栽に努めます。4つ目に生命を守る医療福祉の充実、健康を守る医療と福祉の充実を図るとともに、障がいを持つ人々や高齢者の生きがいづくりに努めます。5つ目に十五夜踊り・ユンヌフトウバなど無形・有形の文化財の保存伝承に努めます。6つ目に次代を担う青少年の育成、豊かな自然環境と誠の精神風土を生かした郷土教育の推進、グローバルな人材育成のためのIT教育・英会話教育の推進に努め教育観

光の島づくりに努めます。7つ目に災害に強い町づくりを目指し、喫緊の課題である庁舎建設の推進のため、専門家を含めたシンクタンクをつくります。8つ目に現在建設中のゴミ焼却施設・多目的運動広場の早期完成を目指します。

その他、町民各位の御意見を取り入れながら、以上のことを中心に町民総参加のもと、1つずつ実践していくことによって、政策を実現していく所存です。

何とぞ、議会をはじめ、町民各位の御理解のもと、御指導、御協力をお願い申し上げ、所信の表明といたします。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） これで所信表明は終わりました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第57号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第57号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第57号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳カード、個人番号の通知カード及び個人番号カードの交付及び再交付の手数料について、条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○7番（野口靖夫君） 議長。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 質疑ではありませんが、ちょっと提案させていただきます。ちょっと休憩していただけませんか。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時32分

再開 午前9時33分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第6 議案第58号 与論町男女共同参画推進条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第58号「与論町男女共同参画推進条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第58号、与論町男女共同参画推進条例について提案理由を申し上げます。

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、本条例案を提出するものです。

議員各位におかれましては、この与論町男女共同参画推進条例について、厳正なる御審議をされ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（麓 才良君） この男女共同参画社会づくりについては、今般非常に注目を浴びているところであり、このように条例を制定をしてきちんとした流れをつくるということですが、そこで、今後のこの条例制定に沿った取組の計画をどのように考えておられるのか。第4条では、総合的に施策を策定をして、それを実施しなければならないということになっており、9条で基本計画の策定、そのためには町民の意見を反映する措置を講ずるということ。それから、男女共同参画懇話会の意見を聞くということ等、今後この懇話会の設置等を含めて段階的な取組が求められているところですが、その手順についてお伺いをします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えします。男女共同参画の基本計画については、平成26年度に既に計画策定をし、公表をしたところです。今後のその基本計画に沿った流れとしましては、特に規則の17条、いろいろな諸問題について懇話会を開いて協議して施策の展開をしていく流れになろうかと思います。現段階でどういった直面する課題があるか、今のところはないのですが、今後はそのいろいろな委員会の組織で女性の参画だとか、そういったことも推進していく考え方方が大事だと思いますので、その辺でまたこういった懇話会を通して進めていかなければと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） この基本理念の基にあるのは、共生社会の構築ということですが、このことは、ほかの分野でのいろいろな組織もあるのです。ノーマライゼーションの精神、基本理念等に沿った施策の推進等も福祉関係で別途あるので、そういう懇話会を設置されるにあたっては、今現在ある他の組織との連携も、ネットワークも十分講じていって総体的な、総合的な施策の展開になるよう進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まだまだ男女によってこう慣行がいまだに根強い部分もありますので、そういったことで麓議員がおっしゃるように、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、与論町男女共同参画推進条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、与論町男女共同参画推進条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第7 議案第59号 与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施設設置及び 管理に関する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第59号「与論港コースタルリゾートコイン式  
給電給水施設設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第59号、与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施  
設設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を説明申し上げます。

与論港コースタルリゾートに寄港するヨット愛好者やコースタルリゾート利用遊  
漁船等のメンテナンス作業に必要な給電や給水施設が24時間利用可能になり、施  
設利用者の利便性の向上を図るとともに、島内小型漁船等にも活用可能な施設を設  
置することに伴う条例を制定するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 農業用のコイン給水機の現在の使用状況をみると、ずっと無料

で開放している状況にあると思っているのですが、このコイン給水機は以前修理とか交換で1機50万円ぐらいかかったと思うのですよね。それで、今回このコースタルリゾートのコイン式給電給水施設というものが一体どれだけの対費用効果が出ているのかと。そして、今後故障したときにこの修理代も追いつかないぐらいの売上げしか出ないのではないかと。でしたら、別の方策も検討する余地はないか。そういう意味でお聞きしているのですが、これを設置してから今まで何隻ヨットが入港して、今までこの売上げがあったか御説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） それでは、お答え申し上げます。この給電給水施設については、県の振興事業で施設を整備してまいりましたけれども、26年度中にそのコインの設定をしたいということで、26年度の統計をちょっとしてみました。これにつきましては、水道代が直接メーターにかかるといつものですから、電気代でその施設の利用料を申し上げますと、26年度において3万3100円、27年度の8月までで2万4400円になっています。それにこの施設につきましては、主に電気代がかかるものですから、電気代が3万7784円かかるございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 利用料は幾ら、今設置してから幾ら売上げているかということ。設置したあと、売上げは幾ら出てますかと聞いているのですが。

○建設課長（山下哲博君） 設置した売上げは、26年度で3万3100円です。

○5番（喜山康三君） 5番。コイン給水機の売上げですね。私が言っているのは、例えば、一艇につき岸壁使用料を入港したときに幾らという形で設定して、水と電気は解放してあげるとか、そういうあとで施設は設置しても、その今度修理したりとかになったときに、これはもうほとんど町の負担だと聞いてますので、あとでしわ寄せがくるような設備の在り方ではなくて、もっといい方法は考えられなかったのかなということなのですが、この辺についてはどうなものですか。いわゆるこの100円、200円の電気料を取って、これだけの維持管理費をすると、一艇につき岸壁使用料金を取ってそれを合理的に運用するのと、そういう方策も今後考えるべきではないかと思うのですが、この機器自体そのものの設置は幾らかかっているのですか。機器自体の。参考までお聞きしておきます。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） 紙電給水施設4機、それから、係船環設置も含めて、今分かるのが1166万2000円でした。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） いろいろ私ちょっと調べてみたら、その設備が給電給水機が非常に高い、効果ということをお聞きしているのですよ。今後の維持管理費のことも考えて、この辺もきちっと精査して今後財費の負担にならないような運営の仕方をぜひ検討されるよう要望しておきます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 第9条の管理の委託ということなのですが、これは管理を公共団体または公共的団体に委託するということがあるようですが、これはどこに委託するのですか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） お答え申し上げます。現在のところは、その委託先はまだ決定はしてございません。しかしながら、コースタルリゾートにおきましては、今後マリーナの関係、それから施設の管理については、一部団体のほうに貸し出すことも可能になるような形で条例を設定したところです。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施設設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、与論港コースタルリゾートコイン式給電給水施設設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第60号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（大田英勝君）　日程第8、議案第60号「平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君）　議案第60号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、地方消費税交付金社会保障財源交付金2386万2000円、普通交付税3億948万5000円、総務費国庫補助金7000万円、財政調整基金繰入金1097万7000円などを計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費電算管理費626万4000円、民生費介護保険事業費7576万円、商工費商工観光振興費1171万3000円、商工費消費喚起プレミアム旅行商品券助成事業6000万円、土木費矢口団地整備事業562万4000円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ3億1858万4000円を追加し、一般会計予算額47億7840万円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番。

○1番（林敏治君）　21ページの墓地整備事業費、無縁墓地納骨堂新設工事というのがあります。87万5000円。この内容の説明をお願いします。

○議長（大田英勝君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　お答えいたします。これは今現在、茶花墓地の上のほうにあります、町有地にありますが、上のほうの片隅のほうに無縁墓地ということで、約20体ほど合祀している形ですが、そこが今茶花自治公民館長の御努力によりまして、周りの管理はされていますが、いわゆるその行旅病人ですかとか、いわゆる無縁墓地ですので、観光地の島である関係上もありますし、また、その墓地を納めているその壺自体もそのいわゆる破損等が進んでいますので、そこをきれいに形として管理するためのそういう場所をつくって、そこに納骨堂という形で維持管理させようという形で整備する予定です。

○議長（大田英勝君）　1番。

○1番（林敏治君）　これを機会に、やはり共同墓地も後々はやはり必要になると思いますので、そういう計画もされてひとつ頑張っていただきたいと思います。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） ありがとうございます。維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 6ページの、いわゆる継続費補正、教育費の保健体育費ということで、多目的運動広場の整備事業で平成26年、27年、28年、29年度と予算が細切れ状態できているのですよね。これ確か今から4年前に議会に出された事業で、こういう予算編成の在り方というものは、一つの事業をするときに正常な形なのか非常に疑問を持っているのですが、この事業の予算そのものの在り方、予算の手当ての在り方が、ちょっとこう尋常では考えられないやり方ではないかと思っているのですが、その点について町長どうですか。どういうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） これにつきましては、運動場の年度年度の必要経費と考えられますけれども、あとまた鋭意検討することいたします。

○5番（喜山康三君） 総務課長、説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この事業は、確か平成22年度ぐらいからその用地買収が入り、始まった事業ではあります。これに関しては、特に工事、設計から工事にかかる工事費を計上しているものです。中身等については教育委員会のほうでちよつと御説明はしたいと思いますが、お願いします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） このような予算のつくり方、事業をするときに、こういう細切れで毎年毎年予算をつくってやらなくちゃいけないような事業の在り方というものは、私今まで議員してみて、こういう事業を初めて見たのです。こういうのは事業の進め方として、またそのやり方としておかしいのではないかということをまず指摘しているわけなのですが、御担当の局長、当初の議会の説明の内容と、年度が経ったびに、人工芝のほうもつくると、そして、いわゆる公式試合もできるようないものをつくると、大きく立ち上げてきてから、その事業内容が次々削られて、なおかつ ~~t o t o~~ の予算のことと、ここ4年間はっきりした説明がないままで、今度は大丈夫ですという話でここまできたのですが、こういう状況でこの事業が本当にいいものができるか。また、この予算をまた継続補正で計上するのではないか。そういう懸念は払拭できないのですが、この事業そのものというのは無理ではないの。まあ潔くやめたほうがいいのではないかという感じもしないのではないですが、この辺はどうですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） ありがとうございます。お答えいたしたいと思います。この継続費という形で計上しなければいけなかつたという理由についてまず申し上げたいと思います。事業認定の際に、県のほうの事業認定の許可を受けて、その土地等の税金を免税するというためには、それが必要なものですから、そうした段階で、与論町の財政負担を含めて財源が乏しいことから、これは複数年度に分けてする必要があるようでということで、そのことについての説明の段階で、こういう予算の掛け方しかできなかつたと。それを証明するためには、こういうふうに予算書の中に継続費というふうにのつけていくしかないということです。

それと t o t oへの申請につきましては、毎回申し上げているとおりです。毎回遅れているということの指摘でございましたが、遅れていません。12月の1日から1月の31日までの申請で、3月の20日頃に内示がきて、4月の下旬に決定がくるということで、その振興センターからの答えですので、これは毎年毎年1年ごとの切替えなですから、そういうことでの予算の継続費の補正ということです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは前の南町政が残された事業なわけで、山新町長がどういう判断されるか分かりませんが、この事業のこういう進め方については、私かなり疑問を持っていまして、今後町の財政とか、様々な案件を考えてみても財政状況のことを考えても一旦立ち止まる必要はあるのではないかということで申し上げて、質問を終わります。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（野口靖夫君） 25ページ、商工観光の振興に関してお聞きいたします。補正予算書の中に1000万円、この観光関連施設リニューアル助成事業ということで1000万円国庫補助事業ということで計上されています。これはある程度の概略を私は知っていますが、おそらく私以外の人はあまり知らないと思います。だからあえて商工観光課長に聞いておきたいと、そうすることによって町民各位がある程度理解していただくのではないかと思いますから申し上げておきたいと思います。

まず、過去に廃屋老朽家屋を撤去するということで我々は予算を設定して町民に知らしめて、その事業を推進してまいりました。ところが、その使い勝手が悪いということで、十分に消化しきれず大分残った経緯がございます。これが悪いということではございません。そういうこともあるということ。いわゆる使い勝手が悪いということは、どういうことがあったのかというその過去の反省がまず必要ではな

いかということ。また、この予算を計上した中には、おそらくこの観光振興のためには老朽化した観光関連施設をリニューアルしておもてなしをしたいということからの表れかと思いますが、果たして、そのどのような方法でこれを進めていくかという大変大きな問題があると思います。やり方によっては、過去に我々が経験したことの同じような繰り返しにもなりますし、また、本当にこれをしなければならないと思われる方は、十分活用してこの観光振興のためのリニューアルして、この国庫補助金の事業を基に新しい観光のイメージを創造していくのではないかと思います。そういうことからして観光課長、どういうことでこれを進めていかれるのか。また、今現在、どういうことからここに計上させたのかという経緯と今後の課題を御説明いただきたい。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。実は今この事業で、商工会で実際2分の1補助で50万円を限度とする事業を行っています。その内容を見まして結構その利用が高いということありました。それでもっと私たちも今回この地方創生の交付金のお金を使ってこの商工会と均等がとれるような補助金を計上し、そして、もう一つ、この予算書の25ページの宿泊観光施設増改築新築補助金ということで、これは主に民宿等を対象としたこれと似た事業ですので、一方的に商店街だけということではなくて、その宿とかそういう観光関連に関するところも一緒にやっていこうかということでバランスをとる意味で考えています。その補助金に対しては、今その宿泊観光施設、増改築の場合はその商工会で限度額が50万円なのですが、2分の1で。その宿が大分もう古くなって改修に結構費用がかかると思うので、そのところはまあ決定ではないのですが、100万円を限度とした、要するに2分の1としたらどうかなということで考えています。また、それを利用する中でどういった選択をするのかということにつきましては、その委員会をつくって商工会、それから観光協会、金融機関からピックアップして委員をお願いして、その中で決めていったらいいのではないかと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） その要は、私が言いたいことは、その使い勝手が悪いということが一番大きなポイントなのです。いわゆるその補助事業を活用してリニューアルしたい。もちろん宿泊施設もですよ。だけどもその使い勝手が非常に悪くてその消化率がまた悪くなるのではないかと懸念しているのです。いい事業です。これをやるなということではないですよ。私が申し上げたいのは、この補助事業の使い方によつてはすばらしいことに持つていけるし、あるいは、使い勝手が悪くて返納とい

う形にもなるということなのです。ですから、そこを今後その商工観光課長がね、その中心になるごてしっかりした資格業者や商工観光業者と連携を取りながらね、どうすればその事業が生かせるかと。使って振興にできるか。観光振興ができるかということを基本的に考えてまいりたいということで質問したり、申し上げたりしているのです。どうかそういう気持ちからせつかくのあったかい、国からのその地方創生を生かしたこの事業ですから、これを生かすも殺すも我々町民の考え方一つで変わってくるのです。だからプレミアム商品券のことでも私は申し上げたいのですが、結果はまだ出ていませんから、だから申し上げませんが、ある程度考えたね、急ぐ必要もありますけども、急ぐ中にも確実なものにしていただきたいということから申し上げているのです。もう1回御答弁お願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） その例えれば、仮に50万円とか、その上限は100万円とか言ったのですが、その上限というのは、200万円かかる必要のない人もいると思います。全体的にどのくらいのニーズがあるかということを把握するために、そういう人たちを集めてその補助金を有効に使えるように、例えば、人が少ないと、その利用する人であればその額を増やしてもいいという、そういう考え方も一つの手ではないかと、今思っているのですが、今後そういうことによって、今後多分お客様も最近増えていることですので、そういった意味から考えると、リニューアルするということは皆さん関心が高いと思います。それでただ一つ考えられるのは、この予算がまだ決定していないということなので、今度10月の予定ということなので、日程的にちょっとネックということになってくるのですけれども、早い段階で予算を今のうちに計上しておいて、決定次第それに取り組んでいくようにということで今回計上したのですで、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私も同じ質問なのですが、いわゆるこの3点、メディア広報宣伝対策補助金というのは、観光協会のほうに出されるのですか。ですよね、あて先は。宿泊観光施設増改新築費補助金についてですが、この補助金を交付するにあたり、そのいわゆるその審査基準みたいなものが、一定の要件、この要件を満たさなくてはいけないという項目があると思うのですから、それは資料として後で議会に提出してもらえますか。そういうのは準備してありますか。だからこの資料はそういう要件、これだけのお金を出すんだから、どういう要件でなくちゃいけないというものがあると思うのです、基準が。その基準というものはちゃんと作成されていますかと聞いている。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） まだ作成はされておりませんが、それは作成する予定です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そういうのはその事前にこういうものを予算化する前にきちんと説明できるような形で予算はするべきではないの。みんな逆さまなのよ。予算ありきで。

その次、それから特典付モニターツアーというのは、今創生交付金なんかでもやっている事業と似たようなものですよね。これについて、先般沖縄からお客様が来てまして、その券を私見せてもらったのですが、この券があったから与論島に行ったというわけではないのですよね。たまたま与論島に来たらこの券がくっついてきたと。ああちょっとくじ引きで当たった、もうかったという感じなのです、お客様は。与論にお客さんを増やすための動機付けになってないのです。この私が知る限りでは。そしてですよ、そのいわゆるこういう特典を与えるのだったら、その一定のアンケートをとって、そのデータを蓄積して今後の観光推進のために有効に活用する考え方がない限り、たまたまこういう制度でお客さんが来て、たまたまこの金もらって、まあこのお金で賞金で行きましたという話になっちゃって終わってるのです。それでは何もならないのではないかということです。もっと与論の観光発展のために、この金を有効に使うためには、使い方をもう少し考えてほしいなどいうのがあるのです。その点はどうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいまの御質問ですが、その与論に来て初めてその商品券が付いていたということをわかったということは、絶対ありません。というのは、向こうでその旅行会社からあらかじめこういうお客様、プレミアム付きのお客さんが来ますということで、観光協会のほうに連絡があります。そのお客様がこちらに持ってきて、それと引き換えということになっていますので、与論に来て偶然ということは、それは考えられません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは沖縄でたまたま与論に行って、与論で切符を買ったら、これにくっついていたという形なのです。だからお客様が窓口に来て与論町にいらしたら、こういう特典もありますよ、これがどうですかという宣伝も一切されてないのです。そういうことをおっしゃっているのです、お客様が。だから、これだけお金を使うのだったら、お客様が与論に行きたい、行こうと思わせる動機付けになっているようなお金になってないから無駄ではないですかということと、そして、このモニターツアーの事業補助金ですが、モニターツアーできる業者は1社

に決まっているのではないか、どうですか。このモニターツアーで沖縄、そういうことができる会社というのは、旅行会社はいっぱいあるのです。その中でも一社に決まってるのではないか。このお金の使い方として、一つの旅行社だけの、この旅行会社に行けばこういう特典がもらえるみたいな形になっているのか。その公平性はどうとっているのかということをお聞きしているのです。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） その一業社ということではありません。この間、営業でこちら6月のときに述べたように、全部のところにそれをお願いしてあります。そのモニターということであります。そのモニターアンケートも実際この観光協会の窓口でアンケートをとっています。今回、この3000万円ということで要求したのは、今年は、旅行会社は9月から商品をつくるということでそれに間に合わせて、いわゆるその多数のその旅行会社が発行した場合に、結構利用者が多いのではないかということで3000万円を要求しているのですが、それでネットとか、その各ツアーベンダーには、自分達でWebとかそういうことで全国に宣伝していると思います。先ほど沖縄からたまたまということだったのですが、その人はその宣伝の媒体で、ネットとかそういうことには詳しい方ではない、たまたまかもしれないのですが、そういう方もおられるので、全体的に見てもWebとかそういうことでその宣伝ということはしています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これだけの高額の金額使うのですから、後で検証ができるような資料をちゃんとそろえておいてほしい。どこのエージェントか、どこのどういうツアーベンダーで何人いたのか。どこでどういう形でこのいわゆるモニターツアーが組まれたのか、その辺についても説明できるようにぜひお願いしておきます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓才良君） 25ページのヨロンマラソン開催費についてお伺いをします。もう25年にもなりますので、備品のリニューアルについては各所検討されなければいけない時期にきていると思います。その備品のリニューアル内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいま議員さんからもありましたが、備品関係も移動量が多くて結構傷ついているものがありまして、まずは案内板、それからこの掲示板、そしてまた標識などがかなり古くなっています。そういうことで、この100万円の予算を計上しているところです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ヨロンマラソンについては、来年は鹿児島シティマラソン大会が重なってくるということで、このヨロンマラソンについても大きな転換期を迎えることになろうと思います。この件について、前からこのヨロンマラソンのメッセージを発信するということが話題になっているのですが、今回、ちょうどいい機会ですのでこのヨロンマラソンのメッセージを、何をまとめて発信していくかというのを早急にとりまとめて、そしてそのメッセージのロゴをこの備品の中に入れていいくということを検討しながら、このリニューアルのことについて検討されたらどうかということです。東京マラソンが開催されたあとのテレビのマラソンの解説の中で、有森裕子さんが大会そのものは成功したけれども、世界各地にある大会にはそれぞれメッセージを持っていると。例えば、がん撲滅にこの大会が貢献すると、これ何々に貢献するとかというそういうマラソン以外のメッセージをきちんと持っていると。ところが、東京マラソンはまだそこまでメッセージを持っていないという話があって、私もこの大会に関わってきた関係上、そういうことの必要性を痛感するのと同時に、これまでそういうことについて考えが至ってなかったということの反省をしてまいります。そのあと、その話を何度もしているのですが、今回、この機にきちんとした形でこのメッセージを発信していただきたいと思います。その土地の例えば考え方の例として申し上げてみたいと思いますが、今与論町は珊瑚の再生ということで協議会等も設けながらこの珊瑚の再生、蘇生に取り組んでいます。与論島は御存じのように、サンゴに囲まれた島であり、隆起サンゴ礁の島だということで非常にサンゴの地域のイメージは各地区に発信をされているのです。先般、ジオパークの認定に取り組んだのですが、一応残念ながら見送られた結果になっていますが、今、琉大の緒方先生の御指導等もいただいて、与論島独自から単独での認定から始めてもいいのではないかという御指導をいただき、その中で、与論島はサンゴを中心としたジオパークのテーマづくりを取り組んでいたらどうだろうか。こう世界の中でもこのサンゴを中心としたジオパークの取組というのは与論ならではの独自の取組として脚光を浴びるのではないかという指摘、御指導をいただいているところであります。今奄美は世界自然遺産、琉球と一緒に世界自然遺産に取り組んでいるのですが、その一環として、いわば国立公園化への道を進んでいます。世界自然遺産への特別区からは外れてくるのですが、その大きな世界自然遺産という枠組みの中で、与論はジオパークを推進しながらこのサンゴというイメージ、サンゴの蘇生というのに積極的に取り組んでいくというイメージをこのヨロンマラソンのメッセージとして発信していったらどうだろう。そのサンゴの蘇生ということについて、具体的に何を取り組むかということになっていった場合に、

緑化という、陸地の緑化ということを取り組んでいたらどうだろう。陸地の緑化ということがサンゴの蘇生に十分つながっていくという論理だけはもうほとんど周知のところですので、今私ども与論町を見た場合に、先般の災害によってこの緑が防風・防潮林をはじめ大きな緑というものが全滅、壊滅状態にあるといつても過言ではありません。そういう面に対しても、この緑化ということは、本町の喫緊の課題でもあります。また、大きな目で見れば、地球温暖化ということについては、この地球規模で取り組まなければいけない課題になり、このいろいろな制約というのが各国にのしかかってくるのです。そうすると、私どもこの小さな離島においても、この地球温暖化の問題と、それから日本の問題で言えば人口の減少という大きな課題がかかってくるのです。それが今地方創生という波の中に乗ってきており、そういう大きなものをひっくるめて、私ども歴史を積み重ねてきているヨロンマラソンに新たなメッセージを送り込んで再発信をしていく、ヨロンマラソンのリニューアルだという気持ちでこの備品のリニューアルと、このヨロンマラソンの新たな再出発という意味で、そういう捉え方をされて、そのリニューアルされる備品の中にもそのロゴをきちんと織り込んでいくということ。それから、大会運営費の寄附の協賛のお願いの中で、一つ参考になるのがサッカーの浦和レッズが取り組んだ中で、備品の、いろいろな細かい備品の中に協賛をいただいて、そこの中にロゴを入れると。これ小さな備品の中になりますので、大きな金額ではないけれども、たくさんのところからその協賛をいただいて、その備品のいろいろなところにこのロゴを入れるということで、このレッズの組織を強化してきた、再生してきたという事例もあるようですので、そういうところの観点というのもこの大会運営の経営的な面についても参考になるのではないかと思いますので、ぜひこの機会にそういう取組をしていただきたいということです。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） そのメッセージやロゴについては、その実行委員会で諮って今度検討してまいりたいと思います。また、ロゴについても現在今スポンサーも結構いますし、今度新規を開拓する意味でおっしゃったかなと思うのですが、今後もそういうことを考えながらスポンサーを探してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（野口靖夫君） あと1点だけ。建設課長にお伺いいたします。26ページ、地方道路交付金ありますね、26ページにね、この件についてお伺いいたします。船倉茶花線がこの内容をみますとですよ、船倉茶花線がカットされて、上田線に編入されたと、変わったという見方をされるのですが、この船倉茶花線がどうしてその

当初3月予算に計上されてから、この9月定例会でもってぱっと切って、上田線にまわったかという、この理由がちょっと分からないです。それでなければいいですよ、切り替わった理由がなくて、もともとからそういうつもりだったというのだったら別だけども、何で変わったかと、その理由からまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） お答え申し上げます。事業につきましては変化はございません。ただこの交付金事業につきましては、当初予算より、当初というか、私どもが予想した以上に交付金については入っています。ただ船倉茶花線につきましては、当初予算においては、概算である程度の予算を計画してありましたけれども、基本設計実施、実施設計を策定いたしまして、線形も決定いたしました。それによって、用地の代金もある程度県との調整によって決定をいたしました。それに伴う予算の増減によって、その残ったところを上田線のほうに事業費を回したということで、計画どおりに今後進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 再確認。茶花船倉線はそのまますると。そして確認ですよ、今。そのまますると。それが余った分は上田線に回ったというだけの話ですね、両方ともするということですか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） はい、そのとおりです。ただ申し上げたいことは、一応事業費をあげまして、今船倉茶花線の方々に最初の御説明をいたしました。用地の代金、それから建物補償の代金を県の担当者のもとでお願いをしてまいりましたけれども、現在のところ私どもが提示しました金額と向こうの希望価格につきましては、まだ接点があわず、非常に今難儀をしているところです。しかしながら、この事業につきましては、第2回目、県の方々とともに内容についても具体的に今後説明をして、何とかこの事業が御理解いただけるように関係者の方々にもお願いをしながら、本腰を添えて頑張ってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今の答弁は、結局切り替わったということではないですか。切り替わったということをはっきり言っていいわけでしょう。僕はその悪いと言っているのではないですよ。その切り替わったと。だけどその今年度の予算ではできないのだと、だから補正を落として上田線に切り替わりましたよと言えば、それでいいのです。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） 説明が悪かったような気がいたしますけど、そのようなことではございません。ただ、こちらのこの予算の中身につきましては、公有財産購入費が1350万円の減、それから補償、補填及び賠償金の予算額が800万円の減になっていますけれども、これ当初、公有財産購入費については2100万円の当初予算でした。今回、用地の面積を精査しましたところ、それにかかる代金が750万円ということで1350万円を減してございます。これは県との用地をどこから県で持ちましょう。町で持ちましょうという、そういう按分な関係も今回決定したものですから、これだけの金額になったのです。そしてもう一つは、用地につきましては、当初時価と言うのですかね、その単価と、今回決定しました単価、その調整額も含まれています。ですから、単価と面積の減、面積の調整によってこれだけの金額が変わったということでございまして、その船倉茶花線の計画の減とかということではございません。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから私が最初から聞いているのは、両方もやるのですか。どちらかを置き換えてやったのですかと、私は聞いてるのであって、中身がどうだこうだ言ってるのではないです。だから両方ともやるのですか、それとも、こう見たら、1つはカットして、それにこう回したような感じに見えるから、予算上は見えるから、2つともやるのですか、それとも1つになるのですか、そこら辺だけの話で、ごちゃごちゃしたことを聞いてないのです。そこだけでいいですよ。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） 当初予算で申し上げたとおり、同じく実施いたします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 30ページ、教育費、社会教育総務費の町単独補助金、地域女性団体連絡協議会研修旅費補助金10万円となっていますが、女性団体連絡協議会というのは今何団体あるのですか。それとこの10万円はどの団体で、どういう形で使われるのか。この内容について御説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。町単独補助金として、地域女性団体連絡協議会研修費を予算措置してありますが、これは本町の女性団体連絡協議会が県の女性団体連絡協議会で開する会議に出席する旅費を計上しています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは協議会の会長の出張費だということですね。この協議

会の会議は各字にあるのでしょうか。この字の会長が、字のね、各地区地区の方々が出張されるのか。全体を統一している協議会の会長の出張費なのか。何の出張費ですかと聞いているのですけれど。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えします。これは現在、与論町を代表して行かれるということで、町の地域女性団体連絡協議会の役員の皆さんの中から行ってもらっていることになっています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういう説明では、まあ常識的には協議会長の出張費だということで理解していいんだと思うのですが、当事者がちょうど今いらしてますので、那間こども園の園長でもありながら、こういう社会団体の会長もされているということで、実を言ういろいろな形で私に投書とかきてているのです。町長にお尋ねしますが、こういう市民団体の長と町のこういう管理職にある方が一緒にその職務を兼任をされているということについては、町長としてはどういうお考えがあるか、それちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今後検討することになると思いますが、前の町長さんがそういうふうに判断されて、今現在そうなっていると思います。その付近のこともよく調査し、またどういう経緯でそうなったのかも把握しながら、今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私も前の町長に対して、町の管理職である方がそういう一般市民団体やそういう公益団体などの長になるということが、果たしていかがなものかということで申し上げました。それもさることながら、当事者が夜に会員でもない自宅を訪問し入会しろということで集金に回ったとか、そういういろいろな非常にちょっと考えられないようなこともあります、そのことについてはまた町のほうにも申し上げようと思っていたのですが、ちょうどのこの機会に、ぜひ今後いわゆる公私混同、その辺についてのけじめというか、ぜひ町としてきちっとした形でその一定の指針を示していただきたい。ぜひそういう形で指導していただくようお願いします。

あと1件あるのですけれど、あとでまた。

○議長（大田英勝君） 1件あったら続けてください。

○5番（喜山康三君） 続いて、次の同じ項目の下にある、文化財保護費に関してですが、先般、去年からも琴平神社のいわゆる不法建築物、これについて一般質問しま

した。また、そのあと高田議員からも一般質問があり、また今回も取り上げますが、教育長、あれは文化財ですよね。文化財が棄損されているのに何で今まで放置しているのですか。一般質問もしているのに。これなんか関係あるのではないですか、どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃられるとおりで、継続して働き掛けをしているところです。もう違法ですので、この十五夜までに間に合うようにという思いもありましたが、上の撤去した龍頭の設置やらをしまして、もう一つ本当は道も模索はしていますが、再度奉賛会の中でも向こうへの建設について、拝み方、いわゆる建築、置いた理由の経緯を説明して、なぜあそこに建てたかという御説明もお聞きしてきましたので、さらにまたもう少し継続的に撤去の方を進めながら、結果的に言いますと、向こうがどうしてもできないときには、町としても支援をしながら片づけられないかということも相談すべきかなということも含めて、もうちょっと粘り強く御相談をしてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） いわゆる公私混同とか、町の財産保持に対して、この町長はじめね、役場の皆様方がやはりきっちとした姿勢を示さないと、それと似たような案件はいっぱいありますよね。やはりその辺はきっちとけじめをつけて、ぜひやっていただきたい。それで話し合ってやるとかとおっしゃってますけど、話し合う余地の話ではないでしょ、もう。町から文書を出し、向こうからも回答がちゃんときますよね。だから私が申し上げたいのは、もうそろそろきっちとした法的手段なり、きっちとした態度で対応していただくことを要望して終わります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第61号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第61号「平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第61号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国庫支出金98万4000円、県支出金95万円、療養給付費等交付金61万5000円、前期高齢者交付金2万5000円、共同事業交付金151万円、繰入金797万円をそれぞれ増額計上しています。

歳出では、総務費12万円、保険給付費675万4000円、共同事業拠出金1万円、諸支出金520万円の増額、保健事業費3万円の減額を計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第62号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第62号「平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第62号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なのは、歳入で一般会計繰入金7521万円、国庫負担金140万円の増、介護保険料7661万円の減となっています。

歳出につきましては、保険給付費207万8000円の減、前年度分精算償還金として返納金207万8000円の増となっています。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） お尋ねしたいのですが、この介護保険のいわゆる負担が類似団体よりはかなり高いという話は聞いているのですが、その高い理由、それから、本町は介護施設が相当ありますて、その施設負担がまたかなり大きいとお聞きしているのですが、この辺について御説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。現役段階の負担料が高いことですが、40歳から64歳までという形になりますが、まず、所得が低いこと、それから療養ですか、それから給付にかかる割合も増えてまいりまして、その分の支出に関わる、給付費に関わる、いわゆるその部分の割合的なものがまた増加してい

る傾向にある関係上、今度第6次の保険料もまたそのような負担の増も見送られるようになっています。

それから、施設関係ですが、施設につきましては、ヨロン園と風花苑とございますが、ヨロン園の場合は、その介護を必要な状態の方々が主な入所ですし、また、風花苑は、要介護1から5の中では比較的リハビリ関係にも関わっていられる方々という、まあ少し違いはございますけども、その場合、こういうのはいわゆる老健施設、風花ということになりますが、年間4億ちょっとぐらいのそのような給付の負担がございます。ここにおきましては、現在100人ほども入っていますが、やはりその施設のサービスの種類の中で、いわゆる施設利用給付が大きな部分を占めておりまして、全体の介護保険事業の全体の中でも一番大きなウェートを占めています。そういうことで、これからその即与論は施設がありますので、少しまあ介護度が上がっていくとすぐ施設に入ろうという傾向もありますけど、これからまた国の施策としましても、施設からまた自宅へという流れもある中で、いかにそこら辺のものを抑えていくかという施策をできないかと、考えているところですが、健康事業とか、予防事業とかも織り交ぜながら、その施設入所へのその状態の対処に向けてまた施策の展開をしてまいりたいと思います。そういうことで、施設のほうの負担が大分多くなっています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の状況で推移したときに、幾ら私たちが子育て支援を幾らやっても、その非常に今の働き盛りの方々に負担のしわ寄せがあり、幾ら支援しても、支援しても何にもならないのではないかという感じもするのです。ある意味では、その次世代育成支援とか、子育て支援とかにもこの問題というのはやはり表裏一体化した問題と私は考えているのですが、その今後この介護とか、いわゆる保険税の負担というものをどういう形で減らすかということで、課長は相当いろいろな形で御苦労はなさっていますが、決定打を出せないと。それはもう全国的にそうではないかと思いますが、ここら辺について、いろいろな知恵を発揮して、国内だけの知恵ではいけないような感じもするのですよね。例えば、スウェーデンの事例とか、そういうのをよく見て、いわゆる今の施設介護の在り方というのものは、財政に負担が非常にもう累積的に負担が重なっていく状況にありつつあるわけですので、この施設負担を減らして、もっと別の形の介護体制を取る必要があるのではないかと、そういう意味で、総務委員のほうでもいろいろ検討はしているのですが、ぜひ新しい山町長もいらしたので、もっとこう切り口を変えた形でこの辺にもメスを入れていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひ課長を中心になって、ぜひこの辺、今もう始まらないと、これ大変なことになるのではないかと、そう思いますの

で、ぜひこれを一生懸命、最優先課題で、取り組んでいただくよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第63号 平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第63号「平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第63号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で一般会計繰入金8万7000円の増額、歳出で総務管理費8万7000円を増額計上しています。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、平成27年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第64号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第64号「平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第64号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

島津産物株式会社の破産手続きに伴い、水道料金債権を民法第173条第1号及び与論町水道事業給水条例第38条の2の規定に基づき、特別損失を計上するものです。

御審議の上議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 回収不能で欠損ということですが、これに至るまでの経緯、い

つからその債務が発生したのか。債務が発生してからこの債権回収に至るまでにどういう手続きをとられたのか。この経緯についての説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田美知博君） ただいまの御質問について、御説明いたします。この建物については、与論コーラルホテルの建物ですが、与論コーラルホテルは、平成19年に島津物産株式会社が買収し、平成22年5月24日に奄美テレビ放送株式会社に売却するまで経営をしておりました。島津物産株式会社は、平成21年9月29日に大阪地方裁判所から破産開始の決定を受け、大阪市中央区平野町3丁目1番10号、伊丹法律事務所弁護士、伊丹 浩氏が破産管財人に選任されて、運営管理を担当していました。その後、平成23年3月28日に大阪地方裁判所第6民事部裁判官、中尾 彰より破産廃止の決定が出ています。破産法においては、破産債権届ができるのは、破産配当ができる場合に限られており、破産配当をすることができるだけの財産を回収することができなかった場合は、この破産廃止により、手続きが集結し、水道料金債権21年4月分から21年9月分、113万322円の改修が事実上できないことになり、誠に不本意ではありますが、民放第173条第1号及び与論町水道事業給水条例第38条の2の規定に基づき、特別損失として計上するものです。

水道料金の徴収については、受益者負担の公平を図る観点から、確実な納入誓約書の実行、毎月の督促、それから自宅訪問の集金など、今後未収金を1円でも減らしていくよう粘り強く努力していく覚悟です。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはいわゆる債務が発生した時点から債権回収まで、与論町が水道課の方法として、相手方に対してどういう債権回収のための手立てをしましたかということをお聞きしているのですけれど、例えば、内容証明であったとか、どういうことで回収作業はされましたかということをお聞きしているのですけれど。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田美知博君） 本人が与論に在住のときはもちろん戸別訪問でその都度その都度行って、お願いしておりましたけども、島外にいかれたのがちょっと私のほうで資料がちょっとはつきり確認できませんので、島外に行かれてからどのような方法というのは、ちょっとあとで報告したいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 課長も最近水道課にいらしたわけで、今年の事業については把握はされていないと思うのですが、私はさっきの琴平の件と同じようにね、公有財

産だとか、公のものの管理の在り方、こういう債務の回収の在り方とかについて、かなりこう見た感じ示しがついてないのではないかと。もう少し自分の財産だという意識がないと、本当にその島の財産を管理して、守っていくことはできないのではないかと、そういう意味でも、ここにも私、いわゆる公務員に対して言ったら大変失礼ですが、こういういわゆる先送りで、全部これから責任逃れ的な形が横行していると。一体誰がこれをきっちと監視してどうするのか。こういう債務があったということ自体、町も、議員も把握はしていないのです。その辺をきっちとやるような何かシステムなり、何かをしていかない限り、今後ともこういうことがもっと出てくるのではないかと、税金にしてもしかり。ぜひこの辺もきっちとした形で制度づくりしていただくよう、総務課長、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第13 議案第65号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第65号「与論町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第65号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を申し上げます。

平成27年度事業を実施するうえで、過疎対策事業債の起債が受けられるようになるため、与論町過疎地域自立促進計画に対象事業を追加及び中止することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）の変更を行っています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。



#### 日程第14 議案第66号 平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第66号「平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第66号、平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

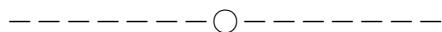
これから、議案第66号、平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、平成26年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。



## 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

○議長（大田英勝君）　日程第15、承認第3号「専決処分の承認を求めるについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君）　承認第3号、専決処分の承認を求めるについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日公布、平成27年4月1日施行に伴い、与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容といたしましては、二輪車に係る軽自動車税の引き上げ時期の1年延長、ふるさと納税の特別控除額（寄附金控除額）の拡充です。

御審議され承認していただきたいと願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについては、承認することに決定しました。

-----○-----

## 日程第16 認定第1号 平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君）　日程第16、認定第1号「平成26年度与論町一般会計歳入歳

出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第1号、平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

### 日程第17 認定第2号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第17、認定第2号「平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第2号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 認定第3号 平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第18、認定第3号「平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
本件について、提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（山元宗君） 認定第3号、平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 認定第4号 平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第19、認定第4号「平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。  
本件について、提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（山元宗君） 認定第4号、平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第20 認定第5号 平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第20、認定第5号「平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 認定第6号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第21、認定第6号「平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第22 認定第7号 平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第22、認定第7号「平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和22年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議のうえ認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

## 日程第23 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第23「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、

町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓 才良君、副委員長に供利泰伸君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月1日本会議（議案審議）ですあります。午前9時まで、御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時31分

# 平成 27 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成27年第3回与論町議会定例会会議録  
平成27年10月1日（木曜日）午前9時09分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 同意第2号 副町長の選任について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長 山元宗君	教育長 町岡光弘君
総務企画課長 沖島範幸君	会計管理者兼会計課長 林英登樹君
税務課長 竹本由弘君	町民福祉課長 酒勺徳雄君
環境課長 吉田勉君	産業振興課長 町島実和君
農業委員会事務局長 徳田康悦君	商工観光課長 富士川浩康君
建設課長 山下哲博君	教委事務局長 田畑豊範君
教育委員会事務局長 兼生涯学習課長 山下一也君	水道課長 池田美知博君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開議 午前9時09分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 同意第2号 副町長の選任について**

○議長（大田英勝君） 日程第1、同意第2号「副町長の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。同意第2号、副町長の選任について提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う副町長の選任にあたり、地方自治法第162条により、町長が議会の同意を得てこれを選任することとなっております。そこで、副町長に久留満博氏の選任をお願いしたいと思います。

御審議のうえ同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、副町長の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、副町長の選任について同意を求める件は、同意するこ

とに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月7日本会議（一般質問）であります。午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前9時12分

# 平成 27 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 27 年 10 月 7 日

平成27年第3回与論町議会定例会会議録  
平成27年10月7日（水曜日）午前9時10分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
産業振興課長 町島実和君	農業委員会事務局長 徳田康悦君
商工観光課長 富士川浩康君	建設課長 山下哲博君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	<small>教育委員会事務局長 田畠豊範君</small> 山下一也君
水道課長 池田美知博君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 主幹兼係長 川上嘉久君

開会 午前9時10分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、町 俊策君。3番。

○3番（町 俊策君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○3番（町 俊策君） 私は、重複するかもしれません、議題を3つ上げています。

これは3問とも行ったり来たりの内容となっているので、分かりづらいところがあるかもしれません、丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

まず、町長に質問です。

#### 1 ふるさと納税の推進対策について

- (1) 本町のふるさと納税制度は、先行して設立されたヨロン島サンゴ礁基金と一つになっているため、分かりづらいことから、条例で名称は「ゆんぬ創生基金」とし、用途も明確に定めて多額の寄附金が集まるよう広報活動に力を入れるなど、積極的に取り組む考えはないか。
- (2) 基金の出納事務には職員が当たる一方で、寄附金を集めるための企画・広告宣伝は、設置予定のシンクタンク（調査研究組織、頭脳集団）のメンバーを推進要員に充てる考えはないか。
- (3) 基金の用途は、①島外からの転入生をも支給対象とする奨学金、②交通費等を含む出産費用、③シンクタンクの運営費、④ユンヌフトウバの継承に係る費用、⑤その他ゆんぬ創生に係る費用、に充てる考えはないか。

#### 2 伝統文化の継承・活用対策について

- (1) 最近、方言の重要性が認識され、文化庁では地域文化の核をなすものとして、その保存・伝承を奨励している。特に、ユンヌフトウバは全国的にも知られており、学者や研究者等の調査・研究対象になっている。現状では、この研究は個人レベルで実施されているが、教育委員会内に「ユンヌフトウバ継承課」（仮称）と標示・掲示するなど、支援体制を整備する考えはないか。
- (2) 学芸員をさらに採用・増員し、本町独特の伝統文化を発掘するとともに、郷土教育の教材や観光資源として積極的に活用していく考えはないか。

### 3 シンクタンクの創設について

(1) 町内には様々な分野に精通された専門家が存在し、町政の推進については、かねてから機会があるたびに種々の提言等の協力を仰いでいるところであるが、山町政が目指す「町民の知恵をいかしたゆんぬの創生」を具現化するためには、公約されたシンクタンクを早急に創設する必要があると痛感されるが、どう取り組んでいく考えであるか。

以上、お尋ねをいたします。1番からよろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 皆さん、おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○町長（山 元宗君） それでは、町議員の質問にお答えいたします。

まず1－(1)につきましてです。

ふるさと納税の推進策についてですが、本町の「ヨロン島サンゴ礁基金」については、平成19年6月20日に「与論町ヨロン島サンゴ礁基金条例」を制定し、全国に先駆けて基金の創設を行っています。当時、条例を制定するに当たり、与論島の情報を全国に発信するキーワードとして「サンゴ礁」の持つイメージ効果が大きいという協議結果をもとに創設しています。用途についても、条例の中で「サンゴ礁と共生する環境の保全に関する事業」、「ヨロンマラソン大会の運営に関する事業」、「与論十五夜踊りの保存に関する事業」、「離島の振興に関する事業」の4事業を重点化し、明確に定められています。

これまで、ホームページやパンフレット等で「サンゴ基金」を前面に打ち出し寄附者への情報発信をしてきましたが、ふるさと納税制度としての基金であることが分かりづらいため、誰でもすぐ分かるように、現在ではインターネットやパンフレット等に「ふるさと納税」と表示しているところです。

このような経緯をもとに基金の創設を行っていますので、条例の改称等を含め、制度拡充について今後十分検討しながら、本町の情報発信と併せて財源の確保に積極的に取り組んでまいる所存です。

1－(2)につきまして。

寄附金を集めるための企画・広告宣伝をより活発に促進するため、インターネットを活用した情報発信、各種イベントでの寄附のPR活動、パンフレットの充実、与論島の情報発信に有効な贈答品やパッケージ作成など、ふるさと納税制度の活用に力を入れてまいります。併せて、平成28年度から地域おこし協力隊を1人配置し、専属的に与論島の情報発信やふるさと納税制度の充実を図ってまいる所存です。

1 – (3)。

現行の「与論町ヨロン島サンゴ礁基金条例」の中に、基金の用途の一つとして、「離島の振興に関する事業」が位置付けられています。御質問の5項目の施策事業をはじめ、離島の振興に関する事業の財源として基金の活用を図ってまいりたいと考えています。

次2 – (2)です。

職員採用については、与論町職員定数条例に基づき職員の定数管理を行っているところです。現在、社会福祉行政を担う保健師、土木事業等に係る測量・設計業務や登記事務の専門的技術職員、保育士などの資格を有する職員が不足し、業務遂行に支障を来している状況となっています。

学芸員については、平成26年度に1人職員を採用し、伝統文化の保存・継承や郷土教育に係る業務を担い、より一層充実が図られてきているところです。今後も本町独特の伝統文化の発掘に積極的に取り組み、その資源活用を図ってまいりたいと考えていますが、学芸員の採用・増員については、全局的な行政業務の円滑な推進を図る観点から総合的に判断し、職員採用を行っていく所存です。

次3 – (1)シンクタンクの創設について。

本町の各政策に基づくまちづくりを推進していく中で、特に専門的な知識が求められる施策事業が数多く存在します。そのような中で、町内の様々な分野で活動し、精通されている町民の知恵を結集し、あらゆる視点から調査研究・検討を行い、方向性を判断していくことで施策の具現化を図っていくことが最も重要であると考えます。このことから、町内外で活躍する有識者のシンクタンクを創設し、公約した政策を町民総参加のもとにシンクタンクの提言等を十分生かしながら着実に実行してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○教育長（町岡光弘君） それでは、2 – (1)についてお答えいたします。

「ユンヌフトウバ継承課」設置の御提案につきまして、方言の重要性は十分認識していますが、今のところ教育委員会内への課の新設は考えておりません。

今後は、教育委員会の事務分掌に「ユンヌフトウバ」に関することを追記し、言語・方言に関する取組や方言文化の重要性等を町民に周知し、保存継承に一層力を入れ努めてまいり所存です。

続きまして2 – (2)の学芸員についてです。

現在、教育委員会には学芸員の有資格者（日本史）が1人在籍しており、与論町の伝統文化の保存・継承に取り組んでいます。しかしながら、現在の学芸員は専門分野が多岐にわたる上に、多くの行政事務を担当しなければならない状況にあります。

与論町において、学芸員としての専門的業務に専念できる体制が必要だと考えますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、学芸員の採用・増員については、全局的な行政業務の円滑な推進を考慮し総合的に判断することになると考えます。

今後、本町独自の伝統や文化・観光資源として価値のある工芸や技術等地域の様々な伝統文化資源を掘り起こし、教育や観光の活性化に努めてまいります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） お尋ねします。

まず質問の1、ふるさと納税の問題です。これで前からサンゴ礁基金があって、それに併設してという話は聞いておりましたし、前々の質問でもお尋ねしています。だが、形はあっても積極的な活動が不足しているのではないかと、そういうことから、私はその漠然としたことよりは、今時流になっている、誰でも分かりやすいふるさと納税という言葉を使って積極的にPRして、その実をとってはどうかという意味合いで。名称はどうでもいいのですが、ただサンゴ礁基金であるならば、その脇に括弧書きでもいいから、これはふるさと納税も含まれますということを宣伝してみてはどうかということ。

それから、私がこれを積極的に推進してはどうかというのは、質問があったからなのです。前回の農協での総会で弁護士さんと税理士が来ておりましたけれど、2人ともが異口同音に「何でふるさと納税のことをしっかりやらないんですか」と言われました。だから、町外にお住まいの方々は、ある意味それを望んでいらっしゃるのではないかと、そういう気がいたしました。それでやってますよという話をしましたけれども、ああそれは分かっているよと。だけれど東京にいる与論出身のみんなに宣伝してはどうかというその積極性に欠けるような、私どものほうが積極性に欠けるような話があったものですから、あえて質問をしているのです。

それから、現況についてどうなのですか。サンゴ礁基金として、ふるさと納税としてどのぐらいの実績があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） おはようございます。御質問に回答いたします。

まず、サンゴ礁基金については、町長答弁のとおりなのですが、今実績が平成19年度から1800万円の実績がございます。現在、900万円ぐらいが支出され

てまして、900万円残額として残っている状況です。今年から、これまでインターネット、ホームページには掲載していたのですが、今年からは、一番こうふるさと納税に対するサイト、一番アクセスの多いサイトを2つ、5月と9月に掲載しています。ちょっとお金もかかってはいますけれど、そういったことで、情報発信をしているところです。

また、いろいろな観光課サイドのイベント、今年は感謝祭、それから全国与論会とかの会合の受付にそういったパンフレットも置いて、今年からこう力を入れて、去年の今よりはそれを越えて今来ているところです。そういう取組をしていますので、はい。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） これについてですけれども、役場職員が1人といいますけれども、役場職員がやると遠慮があつていけないのではないかと思うのです。私は役場職員がもしするんであれば、事務と金の受入れ、引き出し、そういった出納に関してやるのは非常に有効的だろうと思いますけれども、これもある意味、営業活動の分野だと思うのです。一般で言えばね。だから、そういう点からいきますと、これはやはり役場以外の人たちの有志にお願いをして、有志からお願いをさせたほうがより広範囲に効果的になるのではないかと。どうも積極性に欠けるのではないかという気がいたします。というのは、前回も先ほど申し上げた方々のお話があったものですから、あえてやっているのですが。それで、できれば町内の皆さんにも教えてあげてほしいのです。お子さんたちがされる農業を与論島に振り向けてくれるようにお願いできませんかということで、それと同時に、やはりこういった情報は町民も共有すべきだと思います。そのことによっていろいろな活動の支援がしやすいのではないかという気がいたします。

続きまして、できればこういったことの全部を役場部内で取り組まないで、やはりオープンにしたほうが私はいいような気がします。町民にもそのことを分かっていただいて、そして、町民もまたそのことについて島外にいる自分の子供たちや親戚の方々に宣伝をするという気持ちのつながりが、こういったことでも非常に重要な役割があるのではないかと思いますので、その辺も御配慮をお願いしたいと思います。

それから、その費用の在り方ですけれども、今この新体制になりましてからは、新しいいろいろな施策を提案しています。そのためには、従来の事業を消化した上でのことですから、でも町民は言ったことはすぐにやってくれるもんだというぐらいにしか受け取れません。ですから、そういったことに関しても、こういった費用を充てることによって即実行ができるのではないかと、大掛かりでなくても、今こ

ここまでやってますという報告が町民にできるのではないかと思います。そういったことからもふるさと納税については、今少し重要な問題だという認識をしていただいて、ぜひこれを活性化させていただきたいと思います。

それから、伝統文化の継承・活用対策なのですが、先般、沖縄でこの大会、地方の方言ですか、方言の重要性についてのシンポジウムがあったようで、テレビでちらっと見たのですが、内容についてはよくこっちでしか見てないので全部は把握しておりませんけれども、その中で、菊さんがパネラーとして出席されていて、それでその情報を発信されておりましたけれども、今やはり文化庁あたりが与論をこう見つめているというそいつた時期に、これを島自身もこのように取り上げて大切にしていますという意思表示をすることが、文化庁と与論島の絆をより深くするのではないか。与論島内でもそいつた方言についてはこのように取り組んでいますと。人はそこに座っていなくてもいいと思います。机が一つあって、教育委員会の中にそういう、こういうことをやっていますというその看板が出ているだけでも、私はニュースに取り上げられると思います。そいつた手立ても必要なのではないかなどという、今、地方創生うんぬんという時代ですから、これも教育の中にそういう一つの取り入れ方をすることは、非常に時宜を得ているのではないかという気がいたしますので、今一度そのこれらの取組についてぜひ御検討をお願いしたいと思います。

人を採用してくださいと申し上げると、必ず定員とか、今はそのいっぱいいっぱいですという話もあるのですが、場合によっては、人によっては、臨時でもいいと。ときたまそのそういう席に出席させていただいて、自分の研究課題を発表させていただければいいと、ありがたいという人もいらっしゃいます。それなりの方々もいらっしゃいますので、この特にその学芸員の問題については、採用ということではなくても、やはりシンクタンクとか、そいつた中に入っていたら、それから、シンクタンクの提言についてですけれども、シンクタンクに入っていたく方は、非常にその島を思って、自分なりの費用で研究したり、集まったり、討論したりされていますので、この方々に給料を払うとか、日当を払うとかということではないと思います。その人たちの島と思う意欲を重んじて、そのことを採用していただきたいと思います。ですから、人をお願いすると金がかかるというのは分かりますが、それはまたそれなりのお茶菓子代とか、適当な費用で彼らは満足してくれると思います。これは特に町長は感じられたと思いますが、あちこちでそいつた方々の集まりに行かれて、その熱意を聞かれていると思いますので、ぜひそのことももう一度ありようについて研究して、それこそシンクタンクにでも入っていただくような、そういうような形の方向付けをしていただきたいと思いますし、学芸員

は重要だと思います。

○議長（大田英勝君） 答弁を求めるような形での質問をしていただきたいと思います。

○3番（町 俊策君） それについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、町さんから提言がありましたが、大変ありがたい提言だと思っています。

まず最初に、そのふるさと納税について町民に呼びかけるという、大変こう重要なことではないかなと考えます。今後そういう面でも取り組んでいきたいと考えています。

それから、基金の活用ですが、この基金の集まるその金額によっていろいろと活用を考えいくつもりですが、今その島内の高校生の大学進学とか、あるいはまた子育て支援とか、そういうものにも活用できるように今後鋭意考えていきたいなと思っています。

それから、そのユンヌフトウバ継承課について、これはまた教育長と語ってみたいと考えます。

それから、シンクタンクのことですが、本当に町議員がおっしゃるように、様々な知識を持った方々、また島を愛するすばらしい方々がいらっしゃいます。そういう方々は、何もその日当をもらってするとかということではなくて、本当に島を愛して島のためにいろいろとその自分の持てる知識を、あるいは知恵を活用してもらいたいと考えている方がいらっしゃるということを聞いたり、また見たりしていますので、ぜひシンクタンクのまた一員として、そのことについていろいろな専門家を呼んで知恵を借りたいと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 教育長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 2つについてありがたい御指摘だったと思っています。

まず1つの、人材の学芸員の派遣については、町長さんと十分語って、時を経ながら与論にふさわしいものはどうであるかという順序を待ちながら考えていきたいと思っています。現在、巣立っている関係の2人の生徒もいますので、将来的には考えていく方向で協議をしていきたいと思っています。

なお、ユンヌフトウバ課につきましては、分掌事務の中には、広く歴史文化財に關することとなっていますので、今おっしゃられるように、研究をしてきたり、与論町への問い合わせのことも考えていきますと、ユンヌフトウバに關することとい

う分掌事務を特設することも、分掌事務の中で意識を高め、そのことを重点にやるんだということになるのではないかという検討を部内でもしていますので、大事にしたいと思っています。

なお、追加の情報で、来年のこの方言サミットは、与論町での開催をお願いできないだろうかという打診が、今県から大島を通じて文科省からございます。そのことについては検討して、なるべく前向きに回答して、与論町の行事と抱き合わせの中で、町民によりよく理解をしてもらいながら、いい機会としてウンヌフトウバの継承・発展につなげたいとも考えているところです。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町俊策君） 言葉尻を捕まえるようですが、とにかくウンヌフトウバというより、ふるさとのなまり懐かしいというのがあるので、そこには旅で頑張っている子供たちの心の精神性というか、そういったことについては非常に頼りになりますし、それから、与論会でときたま何かの会合や葬式関係で行ってみると、電車の中などで行き先が一緒なものですから、その中で与論の人たちが与論語で大きな声で話されている。今はもう既に昔と違って、そういう私は地方人であるということを何も隠す必要もない時代になっていますし、その重要性まで今言われているのです。ぜひ、その今さっき言われたサミットに関しては、我が島で取り入れられるように最善の努力をお願いしたいと、そういう気持ちでいっぱいです。また、そういう陣容も整っています。私ではなくて、麓議員とか、いっぱいそれについて努力している方々もいらっしゃいますから、ぜひそのことは受け入れを前提に皆さんの御協力を得ながら実現できるようにお願いいたしたいと思います。

それともう一つは、町長さんのシンクタンクなのですが、これはあるようではほとんどないので、どこの市町村にも。また、誤解があって、これを偉い学長さんたちを雇ってということもありましたけれども、ぜひこの実現についてはどのように町長お考えになっていますか。早い実現を望んでいるのですが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山元宗君） ありがとうございます。このシンクタンクについて、本当にこう時には専門的な知識を要することもあると思いますが、そのときにはまた学者も呼ぶかもしれませんけれども、本当にこう島のためを思う島の人たちを中心にしてつくっていきたいと。早い時期にこれを実現したいなと思います。そして、シンクタンクのいつもこう中心になる人、1人、2人決めておいて、あとはその課題課題に応じてどういう人を呼んでいけばいいのかというふうなことを考えながら進めなければと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 次は、1番、林 敏治君に発言を許します。1番。

○1番（林 敏治君） 平成27年第3回定例会の一般質問をいたします。

現在、本町を取り巻く経済社会情勢が国際化の進展や情報通信技術の急速な進展、人口減少社会の到来、急速な少子高齢化の進行等により、大きく変化している中で、各種施策への課題解決に積極的な取組が強く求められています。そこで、お伺いをします。

### 1 施政方針について

(1) 町長は、町民の英知を結集したまちづくりを掲げているが、少子化対策、商工業の振興対策、教育振興対策など、多くの課題解決に向けて方向性を示す必要があると痛感されるが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

### 2 移住促進対策について

(1) まち・ひと・しごと創生会議の資料の中に、内閣府が行ったインターネットの調査の結果が出ていて、東京在住者の4割が地方への移住を検討している、または今後検討したいと考えているとのことである。本町においても、移住者の受入れを推進・強化するため、総合的な環境整備を行うとともに、移住希望者向けの情報提供に努めるなど、積極的に取り組む考えはないか。

### 3 定住促進対策について

(1) 国から自治体への権限移譲を推進する第5次地方分権一括法の中で、農地を宅地等に転用する際の許可権限を国から自治体に移すことなど、土地利用の特例が設けられている。これをいかして、本町においても、定住を促進するため、計画的に取り組んでいく考えはないか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 林議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の施策方針についてです。

本町のまちづくりについて、第5次与論町総合振興計画や現在取り組んでいる地方創生の基本目標に基づく施策事業の着実な実行により、具体化を図ってまいりたいと考えています。御質問にある様々な課題の解決につきましては、施策事業の推進に際し町民の意見を十分に取り入れるとともに、特にシンクタンクの専門的な意

見を反映しながら進めてまいりたいと考えています。

2つ目の移住促進対策についてです。

移住者促進対策につきましては、本町の人口減少問題を解決するための重要な課題であると認識しています。御指摘の移住調査を踏まえ、国は、まち・ひと・しごと創生における総合戦略の基本項目の一つとして、大都市圏から地方への移住促進を掲げています。

本町におきましては、現在、移住定住を促進するため交付金事業を活用し、空き家の情報提供システムを整備しているところです。今後は、仕事や住居・子育て支援等総合的な環境整備を進め、移住定住を促進してまいりたいと考えています。

3点目の定住促進対策についてです。

本町が移住定住を促進するために、まず課題となることは、住宅の確保です。農地を住宅等に転用する場合、農地法及び農振法に基づく規制が伴います。これまで農地転用許可に係る事務・権限は、転用する農地面積の範囲ごとに国や都道府県の許可権限となっていましたが、法改正によって県及び市町村の事務・権限で農地転用ができるようになりました。

現在、本町の農地転用に係る許可権限は、鹿児島県で事務を行っているため、申請から許可が下りるまで長い期間を要しています。今後、権限移譲により事務処理期間の短縮が可能になることから、定住移住を円滑に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） まず、施政方針についてですが、町長は、所信表明の中に、人口減少対策、産業の振興、福祉施策の充実、文化の伝承を政策の柱として掲げています。その中で、人口減少対策としては、Uターン・Iターン者の仕事づくりと定住促進に努めるとともに、出産支援、児童生徒の医療費の段階的助成などの子育て支援に努めるとしていますが、具体的にどう取り組んでいく考えであるかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 総務企画課サイドで、まず移住定住、U・Iターンについて回答したいと思います。

まず、雇用の問題と、あと住宅の問題、子育てに関してはちょっと町民福祉課等から回答していただきたいと思いますけれど、雇用については、まず今現在、いろいろな省庁の支援を受けられるようにということで、地域再生計画とか、それから中小企業支援策ということで、企業誘致というのはなかなか難しい面がありますの

で、実際与論町にある企業をどうやって活性化して雇用を生み出すかということでおいろいろ検討しています。そういった中で、いろいろな事業、島外から来て何かやりたいという場合のために、支援する事業が国の事業があります。それでそれは税制を優遇措置できる事業、そういったものが主なものですけれど、1件当たり約5000万円の活用が可能になるということで、いろいろ今商工会等からも問い合わせが来て、若い人たちからそういうことで、雇用が少しづつ増えそうな気運を感じています。そういったことで、U・Iターンに関する、まず雇用の創出。

それから、住宅ですが、住宅に関しても今地方創生でどうやったら人を呼び込むかといったときに、一番課題になっているのが住宅政策です。今は観光も含めてなのですが、今不足しているのが住宅になるという課題がこう見えてきているのですが、そういった中で、今地方創生の中で交付金を活用しまして、まず住宅の確保をするという、今後するということで5年間その交付金を使ってリフォームだったり、それから、今空き家の情報を把握する作業をしてますけれど、それが年内に大体どういったところが空いているかということが把握できますので、その活用、また新規に住宅を建てる場合は、そういった助成制度をまたつくっていく。そういったことでU・Iターンという面では取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。人口減少に対する出産、子育て支援ということですけれども、現行の制度としましては、御承知かとは思いますが、島外出産支援事業ですか、児童手当、一人親家庭の支援、それから子育て支援金制度とございます。そういうものの現行の制度を今現在鋭意進めているところですけれども、負担割合のその分における子育て支援として受け入れる部分につきましては、特に島外出産支援とかも大事な事業だと思いますけれど、そこの安心して出産できるという意味合いでのそういう財政的な拡充の検討ですか、それから、働きながら子育てができる環境づくりと。それから、またいろいろ妊娠からのその切れ目のない支援を実施していくという、例えば、妊娠の支援ということですと、与論病院で今月1回から2回程度巡回診療が来ていますが、その診療回数の増を何とか確保していくということなど。それも含め、また特別な支援が必要なそういう子供に対する支援等もまた必要だらうと考えています。そういうことで、いわゆる情報提供ですか、相談体制の充実、それからまた大事なことは先ほども申し述べましたけれども、経済的な支援、そういう側面。それから、小児医療のまたそういう充実、確保等々が考えられると思いますので、そういう施策を財政の裏付けも考えながら具現化できるような形で進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 与論町の総合戦略の案の中に人口ビジョン、将来展望で出生率の向上及び転出抑制の策により、2040年には人口が約3,800人、2060年には3,100人を目指すとしています。また、人口推計結果として現在転出超過の状況に対して、Uターン、Iターンを推進し、かつ現在の出生率が維持できるよう取組を進めるとあるが、どう取り組んでいく考えかお聞きしたかったのです。それについて、この出産率を維持する。あるいはまた、人口の減少に伴ってどういうふうな取組をするかということをお聞きしたいということです。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように、とにかくその人口減が大変問題になっておりまして、5,000人を切り、4,000人を切り、3,800人台になると、交通の面もいろいろな面で支障を来すのではないか。それを何とか食い止めるためには、やはり子育て支援、出産支援をしていく必要があるのではないかと考えています。与論では、産婦人科医がいないものですから、やはり島外での出産になりますので、そういうときの補助等も今後考えながら、子供を産み、育てられる環境を何とかつくって、2子、3子、4子と人々が子供を育てられるような環境づくりに努めてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 補足をさせていただきたいと思いますが、これは数日前にいい資料が届いたものですから、皆さん方にちょっと報告をしておきたいと思います。27年度の4月1日の鹿児島県内の乳幼児の助成事業の実施状況なのですが、県の条例に定められている就学前の対応をされている市町村が10市町村、今ほとんどの市町村で義務教育の範囲内では医療費の助成を行っているようです。負担金につきましても、月額3,000円と自己負担2,000円という額があるのですが、ほとんどの人はその負担金は受け取らないで、全額助成をしているという市町村のほうが増えているようですので、財政のほうともいろいろ検討しながら、隨時、急に全額負担となりますと多額の予算が必要になりますので、年次ごとにあるいは今の事業と絡めて考えていくべきなと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

次世代を担う若者や子供たちが夢と誇りを抱ける豊かな島づくりをするためには、国の政策を待つのではなくて、本町のリーダーシップを遺憾なく発揮し、積極的に実践行動を起こさなければならないと思っています。

そこで、町長に、これから当面する課題解決のために、どう取り組んでいくか、一つ町長の見解をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私が立候補して掲げた一番の目標は、町民の英知を生かしという、これでございます。もうこの一つに尽きますけれども、とにかく議員の皆さんにはもとより、役場職員もそうです、本当にこうみんなの力を、知恵を借りながら町民の福祉のため、与論町のまた発展のために精一杯頑張っていきたいと。もうこれに尽きるので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 次に、移住促進対策についてです。

鹿児島県は、2014年度の移住実績が529世帯、1,290人、このうち奄美群島では7市町村で111世帯、176人が移住をしています。また、今年度は大都市圏で、情報では深夜の相談体制の充実強化を図るために、新たに移住交流相談者を東京に配置し、土曜、日曜日に対応しているとのことです。そこで、本町においてどれぐらいの移住者がおられるか。また、県と連携をしながら、そしてまた、国と相談しながら取り組んでいらっしゃるのかどうか。お伺いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 移住者の数ですけれども、これについては、現在、地方創生の事業の中で、そういう移住が何人ぐらいいらっしゃるかということで、いろいろ議論もありますし、今何人というのはちょっと調査中で、大変申し訳ないのですが、後日また報告したいと思います。

また、先ほど県とはどう関わっているかということでしたけれども、県との関わりは現在のところこの移住に関しては、特にそういう施策に関わることはないのですが、現在、国の交付金、地方創生に係る交付金を活用しまして、今後移住に向けたその相談窓口を総務企画課に置いて、空き家情報も全部総務課のほうで把握しながら、そういう相談に乗っていきたいと思います。そして、今若い人の間でこう何て言いますかね、コミュニケーションというか、SNSを使った情報発信がすごく促進されていますので、今観光がこう上向きに変わった要因の中にも、そういった普及があるのかなと思います。移住に向けた情報発信を今後そういうインターネットを介して発信して、移住の促進に向けていきたいと思います。

先ほどちょっとサンゴ礁基金のほうでもあったのですが、6月の議会だったですかね、そこで地域おこし協力隊の配置をする考えはないかということがありましたので、早速10月1日に要綱をつくりまして、募集を今かけています。その地域おこし協力隊がする事業、支援事業というのも要綱の中にうたわれていますけれど、

特に島の情報発信を専属的にやってもらって、移住、定住に結び付けていくような展開をしたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 地方移住については、若い人ほど田舎暮らしをしたい、そしてまた、20代、30代の若者が一番多いのですが、それをターゲットにしてやはり取り組む必要があると考えます。移住する必要条件としましては、自然を感じられる美しい景色があることや、買い物等の日常生活等が便利であり、医療サービスが充実していることなどです。そこで、観光客やUターン者の受け入れ態勢のやはり強化を図るために、環境整備をしていかなければならないと思いますが、これに積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、どう思いますか。お伺いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） その移住定住を促進するには、やはり住宅の問題、子育て環境の問題、雇用の問題、そして一番大事なのは、こここの島に来て生きがいがあるかどうか。そういう環境はできても、やはりいろいろな夢が持てる島、未来への希望が持てる島、そういったのが一番精神分野のところも大事かなと思います。いろいろなハードウェアの部分、それからその内面的な部分もいろいろありますので、総合的にそういう環境整備に今後交付金も使いながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） それとその与論町に移住する場合に必要な支援、これについては町内での観光関連の産業でもまたいろいろな就労や住宅の支援、そして家賃の補助が考えられるのですが、これについては、その家賃の補助とかというのは検討できるか、できないか。お願ひします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 住宅の例えれば新築をするときに、金融機関からお金を借りて家をつくる場合、その利子の補填とか、あとその新築をした場合、もう何十万円というか、まあその金額は別ですけれど、そういう支援制度をする。あるいは、その空き家情報の中で使えるものはリフォームする。そのリフォームに対して何分の1かを助成する。そういうのは、今回の交付金事業で十分対応ができるかと思いますので、その辺はまた積極的に進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 次に、定住促進対策についてです。これも移住と関連するのですが、本町は、全体が農業振興地域となっており、一部の地域に住宅や店舗が密集している以外は住宅が散在している状況です。近年、農業を志す農業後継者やUターンを希望する若者が増加傾向にあり、住宅を確保し、安心して暮らせる多様な居住環境を創出することが極めて重要です。

そこで、担当課長にお伺いをいたします。課長及び総務課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 定住促進という意味で、私たち総務の管轄となるのですが、現在、その農地転用については、農地法、農振法というのがあるのですが、これがその第5次地方分権一括法で権限が県とか市町村に委託すればできるということでなってきていますけれど、これまで県とかにこう申請したときに、いろいろ手続きが長期間を要するということで、かなり時間がかかっているようです。それを県に移譲することによって、それを短縮していく。一番定住、人を増やすためには、やはり円滑に、またタイムリーにやらないといけないということもありますので、そういった点から今後また検討していきたいと思いますけれど、中身はその農地法とか、その辺についてはまた産業化サイド、農業委員会のほうから具体的なところはまた説明をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳田康悦君） お答えをいたします。本改正は、地方分権改革の重要な課題であった農地転用許可権限を都道府県及び指定市町村に移譲すること等を内容として、事務処理期間が短縮され、迅速化が図られるようにしたものであります。いずれにしても、農振法、それから農地法、この許可要件が見直され、緩和されたのではありません。ですので、この権限移譲にあたっては、メリット、それからデメリット、これを洗い出して、町の財政負担、それから町民への負担軽減、それからまた事務局の体制整備等を総合的に判断しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 平成26年に若者定住促進のための住宅の確保策について、県議会や県農村振興課の方々と語り合って、農振法及び農地法の規制緩和を強く要望しました。そういったことで、最近は遊休地が解消されていると聞いていますが、その遊休地を利用したり、非農地を利用して安心して暮らせる住宅を確保し、若者の定住を促進するために、何か積極的に取り組む考えはないのかどうか。例えば、農地にはもう雑草が増え、全く作物は作れないというのがあちこちに見られますよ

ね。そういったところを集積して、それをいろいろな形に変えて、農地転用しながら住宅をつくれないかどうか。そういった努力はできないのかどうか。担当課長、一つ。

○議長（大田英勝君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳田康悦君） 農業委員会は、農地法にのっとって農地を有効に利用するための部署ですので、その遊休地を住宅にという考えは、ちょっと別の角度からの回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 担当課長に聞いたのは、今の段階でどう考えて、どういうふうに取り組むかちょっと聞きたかったのです。確かに、これは私どもの町のレベルではないと考えてはいますが、今後、これにどうしても取り組んでいただきたいという要望です。町長、それについて一つお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにおっしゃるとおりでございまして、ある人から聞いた話では、町長、子供を呼びたくても屋敷が求められないんだと。ここに屋敷を住み替えても、農地が足らなくてなかなかできないという話があります。したがいまして、その農地の転用というのもでしょうけれども、原野とかそういうもの等も見直して、できるだけ住宅をつくれるような、屋敷をつくれるような、あるいはまた、古い屋敷等でも差し障りのないような屋敷がもしありましたら、そういうところも開発していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 移住もそうです。定住もそうですが、与論に住みたいという方があちこちで聞こえます。そういうことで、住宅がない、住むところがない、1軒家がない、そういう意見があちこちで聞こえるものですから、ぜひこれを早急に解決していただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 1番、林 敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 元気いっぱい頑張りますからよろしくお願ひしますね。

1 より民主的な政策遂行の在り方について

- (1) パブリック・インボルブメントを実施される考えはないか。

公共事業の計画を決定する前に、地域住民・関係者等に情報を公開した上で、広く意見を聴き、その計画に反映していく手法の総称で、これは道路事業やまちづくり等でも多く取り入れられ、その計画決定プロセスの透明性、客観性を確保する手法として国内で定着しつつある。今まで行われた委員会制度ではなく、コンセンサスを深めたより民主的なパブリック・インボルブメントによる公共事業計画を進める考えはないか。

2 今後の主要な政策課題について

- (1) 現在、就航しているQ400は、定員74人で1,500メートル空港対応と聞いている。与論空港は1,280メートルと短く、搭乗者数を定員より1割以上減員し運航している状況にある。安全運航の確保と本町の経済発展に空港延伸整備は最優先の政治課題と考える。与論空港延伸整備事業の推進を図る考えはないか。

- (2) 役場新庁舎建設は本町当面の課題であるが、町長はどう進める考え方であるか。

- (3) 次世代育成支援策は、安定した恒久的な取組が重要であると考える。行財政環境に左右されない確固とした施策が重要と考える。町長はどのような考え方であるか。

3 町財政の状況をどう捉えているか。

- (1) 一般廃棄物焼却施設はヤードなど附帯施設の整備のほか、多目的運動場、し尿処理施設及び学校給食センターの整備・建て替えなど、今後多額の財政負担が見込まれる大型事業が目白押しである。優先事業及び財政計画の精査はどう進めていく考え方であるか。

以上、質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

質問事項の1番、より民主的な行政施策の遂行の在り方についてです。

これまで、公共事業の計画については、与論町総合振興計画の年度別実施計画に基づく事業や防災対策など緊急性が高い事業、陳情採択された事業等を基本に年次的に計画・実施してきています。

公共事業の計画は、実施する公共事業の種類により整備計画の背景が異なりますが、計画段階においては、住民の参画や関与が希薄となっている面があり、計画決定プロセスの透明性や客観性の確保が必ずしも十分でない状況であると考えます。

公共事業計画を進める上で、公共事業に対する住民の満足度の向上や住民と行政が信頼し合える社会の構築に向けた取組として、パブリック・インボルブメント手法の活用など住民参加に基づく公共事業の計画決定について慎重に検討してまいりたいと考えます。

また、計画決定に基づいた事業の推進段階においては、実施要綱に基づいた現行の委員会制度と併せて本手法の活用も検討してまいりたいと考えます。

2番の今後の主要な政策課題についてです。

その1、与論空港は、昭和51年に滑走路を延長し1,200メートルの空港として供用を始め、平成15年度からはDHC-8-Q400型機対策として、滑走路等舗装強度変更を行い、平成17年度から供用を開始しております。与論空港は滑走路が短いことや、与論・鹿児島間が長距離なため積載燃料が多いこともあります。夏場は64人、夏場以外は69人に搭乗制限がなされています。同型機の使用滑走路は本来1,500メートルクラスが必要ですが、特に夏場の外気温度が上昇する時期においては、搭乗人数の制限や搭載貨物の制限を図りながら運航されていることから、安全面が危惧されるところであります。

空港の充実整備は多くの利用者の利便性向上の面からも重要不可欠であり、安全面の確立と地域振興や地域間格差の解消の面からも早期の対策が求められておりますので、関係機関と今後の対策について協議を重ねてまいります。

今後の主要な施策の2番です。

新庁舎の建設に関しましては、平成26年度に庁舎建設検討委員会を5回開催し、町民アンケートの結果や委員会での意見聴取を行い、候補地エリアの絞り込みを進めています。その検討結果を踏まえながら、庁舎を現在地から移転するかとも含めて住民説明会を開催し、アンケートや住民投票等の方法により、より町民の意見を取り入れた形で新庁舎建設を進めていきたいと考えています。

今後の主要な施策の3番。

子供の育ちや子育てをめぐる社会・経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子供や子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められることから、「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が本格施行されました。それを受け5年を1期とする「与論町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいるところです。

子育てに伴う支援は、出産支援に始まり、乳児・幼児・児童・生徒・学生へと子供の成長とともに、年代及び社会環境に合わせた切れ目がないきめ細やかな支援が必要となってまいります。このようなことから、安定的な財政支援をマンパワーの確保とともに、行政のみならず民間も含めた人材及び組織の育成が急務であると考えるところです。

町財政の現状をどう捉えるかという質問に対してもお答えします。

近年、一般廃棄物処理施設整備事業や多目的運動広場整備事業など大型事業に係る財政措置が大きくなっています。特に総事業費に対して国費等の補助率が小さく、多額の起債発行を余儀なくされている現状にあります。また、直近で予定している事業として、老朽化している役場庁舎建設事業や学校給食センターの建て替え、新設のし尿処理施設整備事業など、特に大きな財政支出が見込まれています。これに伴い起債の発行額が増嵩していく傾向がありますが、既に実施継続されている事業を優先しながら、今後計画している施設整備事業については、施設の規模縮小、高額補助制度の導入検討、後年度交付税措置が優遇される起債事業での対応、現在の施設の延命策の検討などを行い、単年度の公共事業に伴う財政支出に偏りが生じないよう複数年度による財政措置の平準化を図りつつ、事業を実施してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 山町長で新体制ができまして、町長が代わって何が変わるか、町民はじっと目を凝らして山町長の新町政に対する姿勢、在り方、考え方というものをじっと静かに見守っているのが今ではないかと思っています。本町の経営者のトップがかわったので、トップの持つ世界観や価値観、あるいは人生観、今までのトップの経験した事柄が様々な意味でこの本町の町政運営の在り方に様々な形で影響が出てくると、私は考えます。ぜひ町長が今まで培ったいろいろなその考え方、いろいろなそういう価値あるものをぜひこの本町の町政に生かしていただくよう、よろしくお願ひいたします。

1番に質問した、いゆるパブリック・インボルブメントについては、もうあえて言わなくてもおわかりだと思いますが、先般、決められた一般廃棄物の焼却場の件で、検討委員会で5対4という、1人の1票差で決定されている。それに対して、地域住民から200人以上の反対署名があり、いろいろすつたもんだのあげく、結局、結論はそれについてですが、私は、この住民の意見を聞いて、きちんと政策をするということが置き去りにされているのではないか。そういうことで非常に危惧しておりました。ぜひそういう意味でも町長が公約でも言われた、町民全員参

加、町民の英知を結集して新しい島づくりをするということにおいても、私はこの考え方大事ではないかと思いますので、ぜひ今後事業を推進するに当たり、真摯な気持ちで広く、高いところから町民や住民の意見を聞いて政策判断をされるようお願いしたいと思って、これを冒頭にいたしました。よろしくお願ひします。これにはあえて答弁は要りません。

次の2番のほうに移りたいと思います。

今後の主要な施策課題についてですが、御承知のとおり、与論空港ができるからおよそ約39年ですか。私が配付した資料の中にはありますけれど、国産機のYS-11が就航してからちょうど今年で50年目に当たるのですよね。その国産機が開発されたのを契機に、産業とか、交通政策、その地域活性化とか、様々な国策の中で、国内での空港建設が急ピッチに進められたことは御承知のとおりだと思います。私の若い頃というのは、よもや与論に飛行場ができる、飛行機が飛んでくるということは、夢の中の夢の話で、あり得る話ではないと思っていたところが、今や飛行機が飛び、鹿児島からデイリーで、奄美から、沖縄から、こういう状況というのは、ここ30年前なんていうのは想像もつかなかつたことではないかと思うのです。逆に、その空港が本町の観光や経済の発展上大きな、重大なポイントであるということを今一度かみしめる必要があるのではないかと。

それと私の資料の2ページなのですが、先般、空港事務所の所長さんからちょっといろいろ伺いまして、これをいただいたのですが、1,200メートル空港ということで、本町への入込客に大きな影響を及ぼしている。また、その定員で運航できない。ある意味では、航空会社にいらぬ負担をかけている。また、空港が短いために鹿児島で積んだ燃料は重量上の制限があって、上空でそれを一定の量減らしてから、重量を減らしてから着陸態勢に入るということもあるそうです。この1,200メートル空港というのが今の航空機とか、様々な安全対策上、こういう状態を放置していいのか。また、本町の将来の発展を鑑みた場合、今のこの状況というものは、猶予が許されるような状態ではないのではないか。与論空港の拡張については、もう24、5年前から議会の一般質問でも取り上げられ、前町長にも議会のときに空港延長のことを再三にわたって一般質問しています。また、町長になったときも、これについて取り組むという姿勢で答弁はいただいている。しかし、今日、この空港の延長に向けて具体的に何一つとして、一つの委員会なり、調査機関なり、何もスタートしていないのが現状です。

それと、これに4、5日前のニュースにも三菱の開発している、いわゆるMRJ、国産ジェット機の件なのですが、これも今月中には試験飛行に入れるのではないかとの報道があります。私は、このMRJの開発はある意味、この地方のローカ

ル空港にはそれなりのインパクトがあるのではないかと。ある意味で、これだけの国産のジェット機が就航するので、これを契機に本町もぜひその空港整備に向けた準備室なりを設置して、取り組むことが重要な政治課題ではないかと思って、これを一般質問しているのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 空港の与える影響というものの大事さ、そして、今現在与論空港が1,200メートルしかないというふうなこと、それもよく承知していますが、これまで歴代の方々がなぜそういうふうにそれに取り組んでこられなかつたのか、その原因等もよく調査し、また、皆様方の知恵も借りながら、これはのちほど検討していく課題ではないかなと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ぜひこの空港問題というのは、交通政策というのは、離島において最終的に帰着する重要な問題ではないかと。少子高齢化、観光発展、先ほど議員の2人からも質問されているように、定住促進、地域活性化、全ての根源の重要な要素としてこの交通政策、特に空路の交通政策というのは、極めて重要ではないかということで、ぜひ山町長の時代に対策調査室を設置していただければ大変ありがたいなということで要望しておきます。

また、最も重要なことは、当然空港建設における地権者とのこともさらのことながら、地域、特に供利地区の方々は、現在でも騒音等の被害を受けているのです。根底となる地域の方々が、あ、これなら一生懸命山町長に協力してやらなくてはいけない。そういう基盤整備のため、その原点は供利地区の地域の方々をどういう形で、空港建設による恩恵、あるいは御迷惑を軽減することができるか。そういうことをぜひ検討して、進めていただけるようお願いしとります。

ネットで調べると、空港周辺の対策事業ということで、独立行政法人空港周辺整備機構というのがありますし、空港周辺に対する対策事業とかいろいろこれらの基準とかについてやっている機関もあります。ぜひこういう機関と連携を図りながら、ぜひ進めていただきたい。もちろん4年で達成できるような代物でないことは重々承知しています。2期、あるいは3期、今から10年かかるか15年かかるかわかりませんけれど、今スタートしないと、10年後はもうだめではないでしょうか。そういう気持ちで、ぜひこの空港の延伸については本町の重要な死活問題と捉えていますが、副町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） そのことにつきましては、観光課時代も喜山議員さんと同じような考え方を持っていたのですが、国産のジェット機が就航するということもあり

ますので、ぜひ、今上向きつつある観光の目玉となれば大変いいのかなと思っていますが、担当課と協議をしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私はこの空港延長とか、空港整備に関する一連の事業というのは、本当に一筋縄ではいかない事業だと思います。御承知のとおり、空港を建設するために強制執行の寸前までいったあと、地方裁判所のほうで和解勧告されて、和解勧告で成し遂げたという経緯もあります。時代背景もいろいろあってそういうことになったとは思いますが、ぜひそれから既にもう30年、40年近く経過しようとしています。改めて与論空港ができたことによる本町への計り知れない貢献があったことは、本町の誰もが認めることではないかと思いますので。それにも増して、この延長事業というのは、本当にそれ以上か、あるいはそれに匹敵するほどの極めて重要な事業であるし、大変な事業だと思います。全町民一丸となって、この事業こそ取り組むべき事業ではないかと思いますので、ぜひ課の皆さんもこの辺を町長にぜひ強く働きかけて、町長を応援していただければと思いますので、教育委員会事務局長、ちょっとお願ひします。これについてどう思いますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 私に飛んでくるとは夢にも思いませんでした。今聞き及びますと、前回の土地の方々といいますか、今回の拡張で線を引いたところの中では、3人の方が絶対私の目の黒いうちにはさせないとおっしゃっているとお聞きしました。その方々一人一人に、土地の交渉というのは代替地を用意したり、その方のまづ気持ちになって進めていかないと、ただ延長ありきということでは絶対に無理だと思います。ですので、どの方とどの方がどういうふうな意見を持っておられるのかということを一筆ずつ、土地を一筆ずつ全部当たって、お願ひをしていくことでしかできないと思っています。事実これはものすごく難しいです。それだけです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） できないことをやるのが仕事なのですよね。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 分かっています。

○5番（喜山康三君） それを説得できるのはやはり皆さん方のお力だと思うのです。ぜひ皆様方のお力をいただいて、本当にこの事業の必要性というものを今一度改めて考え直すことが必要ではないかということで、ぜひこれを進めていただくよう要望しておきます。

2番に移りますが、役場庁舎については、想定どおりの答弁で、ぜひ冒頭に申し

上げた、住民の参加型、特に問題になっているのは、当然建築場所の問題ですが、これにより様々な利害もあり、様々な問題があると思いますが、ぜひ本町の歴史に裏付けられてきたこの街のにぎわいというものをどういう形で構築するか。その点も非常に重要な判断要素ではないかと思いますので、ぜひこの辺についても鑑みながら島全体を鳥瞰した、また未来を時間軸でも鳥瞰した形で判断していただければありがたいなと思います。それについて、副町長、どういうお考えでしょうか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 与論の防災マップとかを見ますと、災害の高潮に対するそういった対策からこう考えていきますといろいろな結論も出るのではないかと思っていますが、アンケートの結果、あるいは去年の11月に視察をされた設置委員会の方々の意見、そういうのもこれから十分に検討しながら、町長も変わられたことですので、十分に検討を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 政策的に、あるいは様々な形で事業を進めるときには、いろいろな意見を伺いながらやることももちろん大切です。その中で、島の活性化、もちろんさつきも、次にあげる次世代支援策とか、いろいろそれらにも関連しますので、ぜひ大所高所から御検討をお願いします。

3番に移ります。次世代育成支援策、これについては様々な次世代育成支援策と様々な案件があります。今の住宅問題や、子育て、就学時の医療費補助、様々な形がありますが、いずれにしても、この町長のときはこういう施策をして、次の町長になったらやめて、また別の政策をやるとか、そういうことではなくて、一貫性のある、本当に誰が町長になってもこれは進めるべきだなと思われるような、そういう共通性というか、恒久性のある形の施策を進めていただく必要があるのではないかということと、これに関しては、国の政策がどうしても基準になると思うので、一自治体でこの辺の政策をやるといつても財政にも限界があります。ぜひ国も、県も一緒に取り組めるような、その先駆けになるような政策というものを打ち出すことが重要ではないかなと思いますが、そのことについて、町民福祉課長、お願いします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。おっしゃられたことは本当に今痛切に感じているところです。必要であると感じているところです。確固とした施策ということですけれども、最近母親の就労意欲とか、そういうものも高くなっていることから、雇用の確保、企業誘致、そういう意味で就業の場の確保が必要ではないか

と思います。それによって、出生に影響を及ぼしているのは、子育てしながら就業できる、働く見通し、これが45、6パーセントという割合で、ニーズ調査からも出ているのです。また、先ほどおっしゃったように、国の施策に子育て支援新制度が新しく今年からできたのですが、その中でもきめ細かやかな小規模事業者の施設ですか、与論の場合は、こども園の設置は平成19年、20年当たりから設置している。そのような体制づくりはある程度進んでいますけれども、そういうことも含めまして、その環境の整備、それから先ほど申し上げました部分もありますけれども、出産に関する切れ目のない援助とか、そういう部分が現行の施策としてはあるのですが、そういうものの拡充なども併せて考えていくような形でできればと考えているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今まで町長が答弁された内容もさることながら、先ほど町長が答弁された内容では、宅地がなくて家もつくれず、帰るにも帰れないとか。それと同じように、今本町においては、宅地不足に陥っている状況はかなり否めないのではないかと。実をいうと昨日も、30年前から与論にいらっしゃるお客様がちょっと訪ねて来られて、もうそろそろ、まあ50代なのですが、50代の前半なのですが、もう子供も高校生あと3年では卒業すると。ぜひ与論に住みたいんだけれど、そういう土地情報とかがあつたら教えてくれんかという言い方で、ちょっと友人のつてができまして、各建設会社の方、社長さんに伺っても、やはり異口同音だと思うのです。私も十何年前かに紹介した方が実を言うと、土地のあっせんではないけれど、紹介だけしたのですが、今年か来年に1億円以上の住宅を建てる計画があるのですが、要するに、今の本町の状況というものは、島の子供たちに、島に帰ってくる子供たちとかもさることながら、住宅、宅地の供給不足に陥っていると。ならば、宅地供給がこれだけひっ迫している状況はどういう意味でこういうことになっているのか。その辺をよく考えてみると、この解決の手法いかんでは、今後相当数住宅着工も見込まれると。それと21年、22年、立て続けの台風で建て替え、新築が。大体今年で建築業者のほうも大体一段落するのではないかと言われては、すみません、来年度で。そして、再来年度に向けて建築需要も相当減るのでないか。それらを考えてみたときに、また先ほど定住促進で、税金の軽減とか、何とかいろいろな手法が提案されていましたが、私は何で与論でこういう宅地不足に陥っているかということは、大島郡内全島、離島見ても思うのですが、内地の鉄道業者とかみたいにデベロッパー的な、総合開発の会社が不在で、これが大きな問題だと。ならば、このデベロッパー的な事業計画、あるいはそれをする役回りは、与論町が担うべきではないかという考えがあるのですよ。ある意味与論町の場合は、

農地とか、その地形とかの関係で農振地域とか、農地とかいろいろありますが、虫食い状態と言つたらちょっと語弊がありますが、逆に、私はすごくいいことではないかと思うのです。4、5軒なり、3、4軒なりの宅地開発を町主導で行う方法も検討できないか。それをしてことによって、建築業者の仕事の確保、また与論島に来て住みたいという方、今必要としているのは、そういう基本的な環境づくりができるないばかりに、その枝葉の話ばかりに振り回されているのではないかと。本町の振興策において、先ほど言った空港とか、あるいは宅地の供給方法、ならばこの茶花市街地を一定の都市計画とまでは言わなくても、市街化区域の条例をつくって、この市街化に入っている農地は宅地課税しますよと。賃借するなり、あるいは売買してもらうなり、不動産の拠出を促すような、そういう方策も、政策も必要ではないかと。ずっと見ていて、枝葉の政策ばかりに翻弄されているのではないか。そういう意味で、事業者が仕事ができる環境、ほとんどの建設業者がなぜそういうことをしないのかと言つたら、そこに至るまでの事務手続、様々な農業委員会への申請書類、あるいは登記の問題、様々な問題が山積して、一業者では手に負えない状況というか、非常に時間とコストがかかる。この辺を行政指導でやることによって、かなり大きなインパクトを与えることができるのではないかと思いますが、それについて、町長、どうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃられるように、本当に宅地不足というのは大きな問題だと考えています。それで一業者が診療所の周辺に宅地を何軒がつくってございますよね。ああいうふうなことができれば解決するのではないかなども思ったりもするのです。ですから、やはりそういうふうなことで与論町の場合には、国定公園、やがては国立公園を見据えていきます。つくってはならないところ、またつくったとしても、いろいろ色彩的に制限がかかったりするところもございますので、そういうことも考えながら、できればその一般の業者と協力し合って、そういうことを進めていければなど私としては考えているところです。担当課の意見も聞きながら今後検討していきたいと考えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ぜひ、本当に個人業者とか個人では手に負えない事務の煩雜とか、そして時間がかかる。だからなかなか前に進まないと、そういう状況に、フリーズ状態に陥っているのではないかと、その辺を突破するのがリーダーシップで、じやあこうやっていこうではないかと。そして、例えば、5軒とか6軒とかの宅地を開発できるならば、その上水道の整備は町が行いましょうとか、様々なそういう形でお返しして、税金なんかのこまごまとした事務方を苦労させることはし

ないで、大きな意味での引き出しをやっていただければ、もっとかなり効果があるのではないかと。島の名前は言いませんが、ほかの島では15年賃借したらその土地をあげるとか言って、もう10年前からやっていますが、1件も応募がないのですよね。けれど、与論島では土地はない、家は建てたいとかがいっぱいいて、どうしましょうという話なのです。与論がいかに恵まれているか。そういう方々に下支えをしてあげるだけで、私は人口が3,800とか何とかというのは、あれは官僚が勝手に机に座って昔の数字をどういう計算式かわからんが、並べただけで、あんなのは私にすれば箸にも棒にもかからない話ですよ。私たちの島には私たちの島の良さがあり、これを十分引き出しあれば人口は増やすことができる。少なくとも交流人口が10万、20万になったら、定住人口が1万人増えたのと同じではないですか。私はそういう考えなのです。国土交通省の離島振興課のほうに、先般9月の初め頃に電話をかけて、交流促進課のほうに電話かけてみたのですが、国土交通省には離島の定住促進に関する有識者懇談会というのがあって、議事録をずっと読んでみたのですが、その場所を言うのも問題ですので、島根県は定住促進に関することについて、基金をつくってやっていますが、関連するある町が空き家登録をして、今おっしゃったようにやっています。100軒あるそうです。100軒あるけれど、ここ10年で1件も借上げ希望者が来てないですよ。500万円が上限額で250万円は県が出すということで財団がやっているみたいなのですが、要するに、こう言つてはなんですが、魅力のない、そういうところにいくらい餌をあげたってそれは来ないですよ。それと比べても、与論島は島外の方々から、私のところで今でも5件は保留しています。何とか宅地が欲しいんだけど、何とかなりませんか。これは、建設業者でもね、相当数件数持っていますよ。ぜひそういう意味で、与論町の建築業者、産業活性化と本町の定住促進、あるいは交流人口を増やし、そういう様々な意味でぜひ宅地供給のための政策をどうやるか。先ほど申し上げた、茶花地区の一定の市外区域を指定することによって、土地を抛出する方に対してはこういうことがありますよと。言葉は悪いですけれど、飴と鞭を使い分けて政策を引き出して、立ち上げていただきたい。ぜひその辺をお願いしたいのですけれど、総務課長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 宅地の件なのですが、農地法、農振法、登記に関してはかなりの時間、煩雑な手続きが必要だということで、宅地にしづらい。そういう点はよく耳にするところです。現在、地方創生でこういった内容も出てきていますが、ただ今その地方創生で言われているのが、都会から地方への人の流れをつくる、そういう政策を打っているのですが、地方に人を流す中で、宅地が確保でき

ない。島でそういった政策を打とうとしても、法規制とかでそれが難しい状況となっているということを、いろいろな形で、ある程度法の規制緩和だったり、そういったものを呼びかけていくことも大事かなと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 役場の課長の皆さんも、町長も、本当に日常業務に追われて新規事業とか、そういう時間を要し、様々な法律的知識を要求する仕事に関しては、なかなか取り組むことは厳しいのではないかと、現実的に。空港の土地問題とか、そういうものと同じように、この土地供給の地域は、宅建の免許があるとか、あるいはその辺の民法関係の知識もあるとか、そういう網羅した形できちつとした部署をつくらないと、結局あれこれたらい回しにされて、自主的に政策として出てこないのではないかと。まずそれを一番危惧しているのです。ぜひ、できない理屈は並べないで、どうすればできるか。皆さんの時間や労力の範囲でできなければ、それができるためにはどういう組織をつくるか、どうすればいいかという前向きの形のね、私は答弁が欲しいのです。非常にきつい言い方で申し訳ないのですが。ぜひ、それを町長がこれはぜひ進めなくてはいけないという考えだから、それはもう仕方がないのです。私は、ぜひこの宅地については、もう全国を大体見ると全部土地もあります、家もあります、いろいろな薩摩川内市も鹿児島市とかその辺の主要都市も、新幹線の割引もあると。様々なことを出してもなかなか集まりにくい状況にある。けれど、与論は肝心かなめの土地がない。宅地がないだけなのです。これをみすみす見逃すことは、重要なのは本町の活性化のためには、これはもうう最優先事業ではないかと思いますので、ぜひ関係業界ともいろいろ懇談会を持ちながら、今までの概念とか、考え方とにらわれないで、もっと柔軟な発想で企画、プランニングする必要があるのではないかということで、お願いします。教育長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今私たちは、中学校と高校の2学級存続プロジェクトということで、子供たちを魅力ある学校として常に2学級を存続させたいという思いから、今のようなことと同じように、少子化対策も兼ねて役に立つと思って進めてまいっています。その中に、住宅部会を置いています。おっしゃるように、その住宅部会というのを受け入れるための、ここに全部来て住もうと思う人には家賃の最高額2万円とかいうふうにしているのです。あるいは、ただ下宿をしようとする方には、3万円の補助ですと。そういうのをしながら、つくりながら今募集をかけているのですが、おっしゃられるように、仕事と住む家があれば来たいんだがという方

も私のところにも見えました。ということで、大きなことを言えば、全くおっしゃるとおり、そういう宅地と場所が提供できる与論になってほしいというのは、全く同じ意見です。あとはどのように進めていくかということは、大変今のような財政、様々な方法があるので、私たちの部会のほうも、建設課の方も入っていただいているので、同様に町長部局と力を合わせて、同じようにそういう場所をつくっていくことによって、私たちの教育部門からもまた少子化対策ができればいいと思いますので、進められるよう努力したいと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 宅地供給が進まない一つの理由として、民間になると課税が大きいと。なかなか民間への住宅の売買においてはそういういろいろな意味とかが表には出てこないですけれど、かなり大きなウェートを示すんではないか。しかし、町の公共工事には土地がばんばん出てきますよね。これにはそれなりの免税する恩恵とかがいろいろ働いて、地権者が土地を放出しやすいと。その辺のこともあると思うのです。だから地権者が土地を放出してそれを促すことができるための方法とか、政策というものを今度政策本部の中でどういう形で位置付けてつくっていくか。その辺は、ある意味行政マンというのですか、腕の見せ所、そう思っていますので、ぜひこの辺をお願いしておきます。

先ほども言っているように、全国を網羅して見たときにも、土地の供給、土地の放出をどういう形で促すか。手法にはいろいろ定期借地とか、70年の定期借地、それを与論町が定期借地を行って、その定期借地を住宅供給地としてまた貸しみたいな形で出すとか、いろいろな方策が出てくると思うのです。必ずしもその土地の物件が動かなくても、今からの時代は必ずしも所有することに意義があるわけではない。価値観を見出してない方もいらっしゃいます。自分が20年与論島におれるか、30年生きておれるかわからないけれど、その間だけでも自分が自由に使うことができればという考え方もあるかもしれません。そういう意味で、そういう様々な制度を利用して、ぜひこの辺を検討していただきたい。これこそが本当の定住促進、地域活性化の大きな原動力になると思いますので、ぜひ町長、やっていただくよう、私からお願いいたします。

次に、3番に移ります。地方財政のことですが、もう財政については、総務課長がきちっと捉えられていらっしゃるので、ああだこうだ言うのではありませんが、第5次振興計画にもないような大きな工事が突拍子に出てきてみたりして、その事業の優先順位がわからないのです。一体何のための振興計画なのかなと思ったりもしたこともあるのですが、ぜひ本町の今ある公共施設の建て替え、更新、それぞれ

についてどうあるべきか、どういう計画かということはある程度はあって当たり前ではないかと。これは必ずしもその建物だけではなくて、防波堤など、海岸辺の構築物、それらについても相当年数がきているのもあります。また、建て替えについては今までの工法やデザイン・方法でいいのかなと。その辺についても今から取り組んで、5年、10年、そのためにこういう事業をやろうではないかということで、きっと今のうちに計画を立てればこういう予算が来た、こういう予算が来てで、慌てふためく必要もないのではないか。そういう感じがするのですが、総務課長、本町における公共施設とか、そういうものについてどういう投資計画とか、更新、あるいは保守メンテ、今与論高校でも鹿児島県は大がかりな保守をされてますが、こういうことについては、計画はされているのか。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 公共施設の整備計画については、基本的には総合振興計画の中の実施計画で進めているところです。それについては、各課、各担当課から老朽化した建物だとか、そういったものを提出していただいてやっています。それから、道路関係等については、陳情とか、そういったものがありますので、振興計画の中には路線名はないですけれど、順次やっていくと。それから防災面については、危険性・緊急性がありますので、そういうふうにやってはきていますけれど。そういった公共施設の総合管理計画というのを平成26年度に作成しまして、例えば、この施設に複合的に、よそのところでは庁舎に図書館をつくったり、いろいろなやり方があると思います。そういった中で、総合管理計画の中ではそこまで組み込んではつくってはいないのですが、ただ公共施設のもつ情報、何年で建てているか。耐用年数の問題、また、それをつくり替えると幾らぐらいかかるかということで、全ての公共施設についてそういったデータを今把握しているところです。そういった中で、廃止できるものは廃止、縮小できるものは縮小、統合できるものは統合、そういった形で今後はいろいろな意見を聞きながら、公共施設の整備については進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 公共施設をみると、1回つくったらぶつ壊れるまでほったらかしというのがほとんどのような気がするのです。塗装をするととか、きっとした補修工事をすると、ある意味ケア、公共施設のケアがなおざりにされている。財政を、一つの資産を大事にしてないと。町の教員住宅も見てもわかると思いますが、何年前に塗装したんでしょうかなとか、床下の金網は腐れて、ねずみや猫が自由に入り出ると、屋上にはぺんぺん草が生えていると。総合管理計画とかいろいろあ

ると思いますが、日常の中でこういう目配り、気配りした形の補修、ケア、この辺が非常におざりになっているのではないかと。ぜひこの辺も改めて、1件、1件物件ごとにそのデータベースつくって、どのように、どの業者にどういうことをしてもらったとか、その辺のこう保守メンテの履歴がわかるような形の管理のあり方も多いのではないかと思いますので、ぜひこの辺も併せて、当局にもうあれせい、これせいばかりで本当は申し訳ないのですが、もうぶっちゃけた話。ですけれど、やはり1回これをやればあとで仕事がもっとスムーズに楽にできるのではないかと。ぜひ事務の合理化等も考え合わせて、ぜひ進めていただきますようお願いしておきます。

あれやこれや言いましたけれど、特に現場のトップである課長の皆様には大変御苦労をかけると思いますが、ぜひ山町長が町民に公約された施策、政策をきちっと滞りなく遂行できるよう御協力いただき、また議会としても、議会というか、私としてもできる限りのことはしたいと思います。また、トップが代わったので、新たな視点でぜひ魅力ある町政を進めていただきますよう、要望して私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前 1時23分

再開 午後 1時30分

—————○—————

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、高田豊繁君に発言を許します。2番。

○2番（高田豊繁君） 山新町長、久留新副町長、御就任おめでとうございます。今後の栄光ある町政運営と御活躍を切に希望するところです。また、先刻、朝も昼もだったですけれど、鹿児島出身の森山先生が農水大臣に初入閣ということで、大変皆様方と一緒にこう機を同じくして、大変明るい気運が出てくるのではないかと思って、大変期待しているところです。郷土出身の大臣が久々に誕生するということで、大変盛り上がるのではないかと思います。

それでは、先般通告いたしました一般質問通告の要旨に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

第1点目です。大分前回の質問とも重複する点が出ているのですけれど、

1 子育て支援対策について

(1) 小中学生の歯科医療費を無料化するため、積極的に取り組む考えはない

か。

- (2) 島外での出産に対する現行の支援制度を充実・強化する必要があると痛感されるが、積極的に見直す考えはないか。

## 2 交通弱者対策について

- (1) 高齢化・福祉対策の観点から、公共的な交通機関の充実・強化が必要であると痛感されるが、町長は交通弱者対策を講じる考えはないか。

## 3 安定した生活の確保について

- (1) 離島の物価高を是正し、住民の安定した生活を確保するためには、貨物輸送コスト支援事業を早期に実施できるよう制度の創設が必要であると痛感されるが、町長は、群島内の市町村と一体となって要請活動等を積極的に行う考えはないか。

## 4 若者定住促進計画の策定について

- (1) U・I ターンする若者が安心して生活できるようにするために、住宅対策をはじめ、企業誘致、起業家の支援、子育て支援の充実対策等を骨子とする若者定住促進計画を策定するとともに、関係条例を制定し、種々の施策を早期に推進していく考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） こんにちは。お答えいたす前に、高田議員からありましたように、本県の森山先生が農林水産大臣になられたこと大変うれしく、またありがとうございますし、我が与論にとっても何かいいことがあるのではないかと考えているところです。

それでは、質問にお答えしたいと思います。1、子育て支援対策について、(1)についてお答えします。

現代医学の進展に伴い、歯の病気が様々な全身の病気を引き起こす要因の1つであると考えられています。妊婦が重度の歯周病に罹患した場合、早産や低体重児出産になる割合が非常に高くなることや、糖尿病・脳卒中・心筋梗塞との関連性も近年の研究で明らかになってきていることから、歯の健康に対する取り組みを強化する必要性を痛感しています。

現在、母子保健事業において妊婦や幼児に対する歯科健診の助成を行っていますが、小中学生の歯科医療費無料化という点につきましては、財政的な面から慎重な検討が求められるものと思われます。しかしながら、学校保健や児童福祉の立場、予防強化の観点から考えますと、健診費用の助成あるいは医療費の一部助成等について、今後検討すべき課題であると認識しています。

次、(2)です。

本町の母子保健事業は、最大14回までの検査費用を助成するとともに、島外健診の交通費についても最大14回までの交通費・宿泊費等の助成を行っています。特に島外出産支援事業については、本町に常駐の産科医がないことから妊婦の方が島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、妊婦健診や出産待機に要する経費の一部を助成するものであり、支援基準総額の3分の2を県と町で半分ずつ助成するものです。

また、最近はハイリスク妊婦が多く、大事をとて出産待機のため早目に島外で長期滞在する場合や、沖縄以外の里帰り出産を選択するケースも増加しています。

このようなことを踏まえ、総じて多大な出費を余儀なくされる場合が多いことから、自己負担の軽減について県への働きかけを強力に進め、支給基準の拡大を図ることや、町独自の助成策も検討しつつ更なる支援制度の充実に努めてまいりたいと考えています。

#### 2、交通弱者対策についてです。

現在、外出支援策として75歳以上の高齢者を対象とした敬老無料バス券の発行や、身体障害者及び障害児の生活支援を推進するため、町単独によるバス無料乗車券を交付しており、それぞれに相応の効果があるものと考えています。しかしながら、地域によっては遠隔地や公共バス路線の区域外であることから、不便を来している現状もあると認識しています。また、日常生活圏ニーズ調査にもあるとおり、買い物や通院に不便を感じている高齢者が5.7パーセントもいることから、民生委員と連携してその実情の把握に努めるとともに、外出等について真に困っている方々に限定した生活支援サービスが展開できるよう、条例の改正等も視野に入れ検討してまいりたいと考えます。

#### 3、安定した生活の確保についてです。

御質問の制度の必要性については、住民の安定した生活を確保する上で極めて重要な課題であると認識しています。今年の7月には奄美群島振興開発の推進に関する要望書の中で、離島の輸送コスト改善への支援として農林水産物のみならず生活物資の移入や生産・加工品の移出についても、輸送コスト軽減の対象とするよう国土交通省等関係省庁に要望しています。

今後も群島内の市町村と一致協力しながら、要望を続けてまいりたいと考えています。

#### 4、若者定住促進計画の策定についてです。

若者の定住促進については、住宅や雇用、結婚や出産・子育て等複合的な問題の解決が必要であると認識しています。本町においても、これらの抜本的な課題解決

に向けて、平成27年度から5年間地方創生関係の交付金を活用し、与論町総合戦略の中で、重点的・集中的に対策を進めてまいりたいと考えているところです。

今後は、若者の定住促進のため、御提案のとおり関係条例の制定をはじめとして、総合的な定住促進計画等長期的ビジョンの策定について検討を行ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、子育て支援対策についての(1)のほうについて、教育委員会側からもお答えをしたいと思います。

現在、歯科医療費の補助については、生活に困窮している要保護・準要保護児童生徒を対象に、全額または自己負担分を公費で負担しています。

平成26年度における歯科検診の受診者数は464人で、そのうち健全歯者は119人でした。残りの345人は、程度に差はありますが、何らかのう歯や歯周病などに罹患しているということです。昨年度、町が負担した要保護・準要保護児童生徒の歯科医療費の平均は約5,000円でした。仮に、全員の歯科医療費を負担した場合、相当な予算が必要となりますので、本町の厳しい財政状況を踏まえ、今後も現在の制度を継続してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。第1点目につきまして、この小中学生の歯科医療費の無料化につきましては、今町長部局のほうと教育委員会部局のほうから御答弁いただいているのですが、町長部局のほうはかなり積極的に、前向きに進めようという姿勢が察せられます。ですが、この教育委員会部局のほうは、今要保護・準要保護児童生徒の医療費の町からの負担した平均は5,000円である。これを今後も継続してまいりたいと。そして、厳しい財政状況を踏まえている。頭からこのドアを締め切るような感じの御答弁になっていますが、その要保護・準要保護児童というのは何人ぐらいおられるのですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 22人今在籍をしています。なお、語尾が悪かったようですが、町長部局のとおりです。失礼しました、要保護生徒が67人になります。合計で。小中で67人になります。失礼いたしました。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それと今の教育長の御答弁内容では、この67人の分については医療費の平均として5,000円ですが、この分については負担をしていくが、

今後も負担していくけれども、ほかのことは厳しい財政状況があるから前に進められないという文面に聞こえますよね。ですが、御承知のように、山町政の各町内を回ってのその選挙運動の中でも、その御挨拶の中でも触れたのですが、また先ほどもございましたように、今そういった少子化、あるいは子育て支援に対するこの医療費の義務教育の児童に対する医療費を無償化するという市町村がかなり多く出てきていますね。しかし、内容が多額になるということもございまして、とりあえず、歯科のう歯率の解消を軽減化、低減化について一応提案しているのですが、先ほどの数字で見ますと、345人と119人を足したのが分母だと思いますが、345人の生徒さんがう歯や歯周病を持っていらっしゃるということですね。そうすると、74.35パーセントになりますね。そうすると、これは先ほどの御答弁の保護世帯という考え方と、う歯率の改善というのとはイコールにはならないと思うのです。これはう歯でない子供さんもいっぱいいるのですから、そこを指摘しているのです。それで町長部局の御答弁では、前段にもございますけれども、非常に妊婦さんの場合、歯周病なんかになると、非常に出産に対しても、子供に対しても影響が出るという、重大な内容で示されているのですが、ぜひ、まず全医療費の無料化というのは、かなりといったらちょっと失礼ですけれども、厳しいところもあるかと思いますけれども、それと歯科医院が1件しかないということで、大変学校訪問でもこの問題はよく出るのです。特に小学校児童の場合、かなり高い数値でう歯率があるということですので、与論は特にこれが高いのではないですか。いかがですか、教育長。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） う歯率を下げようということで、各学校とも治療を一生懸命させることと、未然防止の歯磨きに一生懸命取り組んでいます。確かに、う歯率は高いようです。それで、先ほどの補助については、言葉足らずですが、当然、その他的心臓検診とか様々なのがありますので、先ほど町長さんもお答えしたように、優先順位を決めながら、どの程度のものまでに拡大するかは当然検討しなければならないのですが、現時点でう歯に対して全補助というところは考えていないし、検討していなかったという意味で御回答してございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 町長部局のほうがいろいろなことはあるけれども、学校保健や児童福祉の立場、予防強化の観点から考えますと、健診費用の助成あるいは医療費の一部助成については今後検討すべき課題であると認識していると、このように述べられているので、これに沿う形で前向きに進めてくださいよ。要保護世帯とか、そういう準要保護世帯とか、そういうことではなくて、全児童を対象にう歯率の低

減化に向けて努力していただきたいと、このように思います。

それでは、次に、第2点目の島外での出産支援金について質問いたしたいと思いますが、今、私ども総務委員会でも病院のほうに行っていろいろ先生のお話も伺っているのですが、先ほどの御答弁でもあったのですが、早産とか、その他の緊急的な事態も想定されることから、1か月前からの渡航を勧めているということです。現在、御承知のことですけれど、大島群内で産婦人科の常駐していない島は喜界町と与論町です。ほかの大島本島、徳之島、沖永良部は2人以上の産婦人科のお医者さんが常駐されておられますが、喜界町の場合、県からの今の助成制度が始まる前から、以前からこの対策を実施しておられたということですが、去年の議会の質問の中でもあったのですが、喜界町の議会で、今年の4月1日からこの県費対応の助成金とは別に、別途町単独で25泊分の宿泊費が手当てされているのです。1人当たり1泊幾らかとお聞きしますと、1泊5,000円ということでございました。そういうことで、人口減少対策というのは、山町長も最初から言われているのですが、与論町の喫緊の課題です。そのことは私どもも再三これまで提案したり、いろいろしてきているのですが、群内で出産者の環境からいたしますと、今おかれている与論町の環境というのは非常に最下位に属するのですが、先ほどの御答弁で、県に対してこれから更なる今の5泊以上の改善対策を申し入れていくというのは、これはもちろんですよね。しかしながら、例えば、与論島ばかりではございませんので、ほかのところもあるかと思いますが、そこら辺も県のほうとしては考えないといけないということもあるかと思いますが、与論町の場合、喜界町に準ずる形で、これに近づける形でやっていただけるような方策はないかと、このように提案するのですが、町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 喜界町の例を見ながら、非常に我々のほうもそういう方向にいければいいなと思うのですが、しかしこれには予算が伴うのですが、とにかく本当に前向きに検討して、その一月、県と含めて一月という出産の待機というのについては、できるだけそこに近づけるように、何とか本町でも考えていかなければならぬのではないかなどと思います。特に、与論町の場合には、沖縄とか、あるいは里帰りとか、そういう長期にわたることが多くありますので、その付近は少子化対策からも考えながら進めていきたいなということです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今大体年間40人程度の出産がありますよね。そうしますと、25日・25泊しますと、5,000円でいきますと12万5000円で、これに40人を掛けますと、500万円になりますよね。こういった数字になるのです

よ。それで今後ほかの事業とかいろいろ控えておりまして、大変そういった環境も容易ではないと思いますが、新町長の政策ビジョンですので、一つの骨子です。先ほど3,800人という数字の発言があったのですけれども、この3,800何というのはとんでもない数字だと思いますよ。今の最低5,000人というのをキープして、はじめて与論町のまともな島づくりができるのではないか。自治体としての維持もできるのではないかと考えますので、ぜひ出産支援に対する、あるいは子育て支援に対する抜本的な、積極的な対策を講じていただきたいと思います。

それから、今の5泊分の県費補助による支援金の給付事務の内容といたしましては、非常にお母さん方から手間のかかる、手間がかかって大変だという意見がございます。これは確かに県の補助金交付規則とかによるでしようけれども、なるべく使い勝手のいいように御配慮していただきたいと思いますが、町民福祉課長、いかがでしょうかね。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 今おっしゃいますように、私どもの所管では乳幼児健診ですか、島外出産支援とかもやっていますけれども、妊婦健診の場合は、現状は1泊から3泊ですか、それから出産待機ですと、25日から30日ぐらいの感じで事前に待機をするという流れがあるみたいですが、その中でおっしゃいましたように、町単独としましても5泊を除いた分に対する単独補助制度、そういうのも段階的に検討をしてみたいと。今就学前までの歯科医療関係をやっているのですけれども、その場合は、ちなみに37人ほどで8万5000円ぐらい、26年度でそのような実績なのですが、それも踏まえつつ、町単独という意味合いの中で、先般、午前中にも副町長からお話をありましたように、就学前ということよりは、新たな3年児とか、それから中学2年までとか、卒業程度までとかという、そういう助成を全国的にいろいろやっているところが増えてきています。財政との調整をしながら、現行の拡充を段階的に、例えば、小学校3年、あるいは6年とか、そのような形で助成の交付対象としてやっていけるかと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 課長だけで取り組まれるのも大変かと思いますので、検討委員会とかを設立しまして、町長、副町長と本当に政策として重きをおいて考えていただきたいと思います。

久留新副町長は、かつて保健医療にも大変行政に権威があるようですが、副町長として、一つこの件に関しての御意見をちょっとお願ひしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 第5次総合振興計画の中にも子宝プロジェクトという部門を

設けて、いろいろな施策を講じているのですが、群島内で喜界町の例もありますけれども、先ほども申し上げたのですが、ただ単に喜界さんが25日やっているから、本町も25日とかという考えではなくて、段階的により近づくような形が取れていけばいいのかなとは思います。実際に、今病院の医療費もそうなのですが、入院費は保険で見られても食事代とかというのは実際に対象外という部分もありますので、約1か月分の食事代は自分で持てるだろうと、その中で実際に使われる部屋代とかを、ホテル代とかをまた負担していくような形等、何か方策は考えられると思いますので、担当部署と検討を進めさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございます。御承知のことですけれど、日本創生会議の発表では、与論町の子育て出産をされる対象のおおむね20代から30代の子育て女性人口の数値は、現在の人口より73パーセントも減少するというデータが出ています。これはまんざら全くの嘘ということではないのではないかと。もちろんの状況とかも勘案しながら出された数値だと思いますので、こういったことを真摯に受け止めつつ、これに沿う形での政策をぜひ取るべきではないかと思います。

続きまして、交通弱者対策につきまして、ちょっとお伺いしたいのですが、先ほど75歳以上の方々とかを中心にいたしまして、買い物や通院に不便を感じている高齢者が5.7パーセントもいるからということでございましたが、まず、町民福祉課長のほうにお伺いしたいのですが、現在、この無料バス券の対象を受けているのは、無料バスを運行している路線に接しているバスを利用する方々だけですね。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 一般高齢者75歳以上の方々が路線に対して対象であるということです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） バスが利用できる方だけですよ、バス路線まで歩いてきてバスに乗る方々に交付しているのでしょうか。違うのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） これは申請者に対して交付するわけですけれども、現在は93人ほどが利用している状況にございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 先般も申し上げたのですが、バス路線から外れている関係で無料バスが利用できない75歳以上の障害者、それから無免許者とか、自家用車がないとか、交通弱者のデータが分かりましたらいかがですかね。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） そこがちょっと問題ですが、今データとしては、実際数値としては握っておりません。しかし、考えることは、現在のバス路線数とかなかなか厳しい面もございますので、そこから遠隔地にあるところ、あるいは交通手段がない方々、それから独居老人の方々の外出支援ということで、一番不便を感じると思うのですよね。そういうことで、特に叶地区とか、それから東の立長あたりですとか、路線から遠隔地にあるところ、そういうところに住まわれている方々とかはなかなか利用が難しいと思いますので、等しく利用はできないと思いますので、民生委員の方々なんかが校区なんかでそういう交通に不便を来している、そういう状況の方々なんかも把握されている部分がございますので、そういう方々の情報とかもいただきながら、一応ピックアップする形で数字を把握し、それに対して、例えば、現在バスは5,000円ということですが、案としまして、そういう各種利用券みたいなものに案としまして3,000円とか、そういうような金額の設定とかを検討しながら、外出困難者ですとか、それから夜の場合は、その孫がいたり、子供がいたりして支援できる部分もありますけれども、そういうできない方々もおられるので、そういう方々に対して、重複しますけれどもピックアップして、いろいろ対策を講じていく検討をしてみたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今バスの廃バス路線のケアといたしまして、650万円ほどの運行委託金が出ていますよね。そうすると、今見てみると、そのバスは大変大きいのですが、乗っている人を見ると、1人、2人ぐらいしか乗ってない。で、運転手さんの話を聞きますと、今おっしゃった無料バス券の方がほとんどであるということでございましたが、町が委託しているという形、補助金ではなくて委託で出しますよね。お願いしてバスを動かしている形がありますけれども、公共交通機関という立場から考えて、もう少し使い勝手のいいようなものを構築してもいいのではないかと思うのですが、例えば、公共交通検討委員会とか、そういった検討委員会もつくって、運行会社とも十分に煮詰めながら、もっとやりやすいような感じのを構築したらと思います。

時間の関係がございますので、次のところに行きたいと思います。次に、貨物輸送コスト支援対策についてですが、物価のことで言いますと、鹿児島市内では今ガソリンは1リットル当たり120円から125、6円、その程度です。しかしながら、今与論町では10円の資源エネルギー、町の助成を受けても168円から172円付近にあるのです。そうすると、50円以上のリッター当たりですよ、たったの1リットルのガソリンに50円以上の差がついているということです。これはも

うとりもなおさず海上輸送運賃の結果だと思います。さらに、消費税とかもこれに嵩んでついてくるのですから、この問題は島の定住促進、U・Iターン者のためにも熱を入れて今後進めていく必要があるのではないかと思います。また、生コンの場合も、極端にわかりやすい例でいきますと、生コンが鹿児島市内では、これは公共単価になりますけれど、1万3900円なのです。ところが与論町では1万8200円、これは18号40という普通の模型コンクリートなのですが、これにも4,400円ほどの差がある。そうすると、コンクリート住宅の場合、100平米ぐらいのコンクリート住宅をつくるといかほどの生コンを使うかというと、どれぐらいの差がつかかというと、やはり44万円ぐらい差が出てまいりますね。生コンだけですよ。全ての材料、鉄筋、その他全部それに準じて高くなってくるのですが、だから与論島の建築費はどうしても高くつくのですよ。坪当たりの単価が。そういうことで、今後この問題だけではないのですが、先ほどもございましたけれども、町村会とか、議長会あたりとか、そういう離島協議会とかでも強く訴えていただきたいと、このように思います。町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） この輸送コストの問題については、本当にしみじみと島の発展のためには考えなければならないなと考えていますので、各市町村の首長と協力しながら、強力に要望していきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 最後に、若者定住促進計画の策定について、先ほど総合的な定住促進計画と長期ビジョンの策定について検討を行ってまいりたいということで御答弁がございました。いろいろあるかと思いますが、自分の息子を、自分の跡取りを島に返したい、島で就職をさせて家庭・世帯を持たせたいという親は本当に多いと思うのです。幸いに役場に就職された、試験を受けられた方々なんかは、入ることができればいいことだと思うのですが、そのほかに、島で漁業をしている方々も建築をしている方々の話も聞きますと、先ほども御両名の議員からも提案があったのですが、住宅問題とかが出てまいりますね。今後、行政だけではなくて、民間、あるいは金融機関、こういった官民金の連携のもとに、民活をなるべく引き出すような形で、先ほどもあったのですが、例えば、農振法がやれ厳しい、農地法がやれ厳しいという問題提起がなされました。こういった問題提起もございますけれど、農地法の場合、3戸連たんないと家が建てられないということもあります。個人ですると、なかなかこの町とか農振法の手続きがかなり厳しいところがありますけれども、先ほどもあったのですが、一団地として造成する形でいたしますと、その土地収用法になりますけれども、そういう事業を行政がして、そして、その上物

は個人、あるいは事業者、そういった形で、そしてその資金は民間とからという形で、これは喜山議員の提案に沿ったものではないのですが、町が敷地、基盤整備をすると、非常に税制の面でももちろんそうですけれど、農地法の関係でもクリアできるということから、ビジョンを今回の地方創生計画の中で、総務企画とかが窓口になるかと思いますが、そういったところがしていただければ、その手続き関係はハードルが低くなると、税制上もですね。役場として直接金、町として金を出すのではなくて、行政としてそのノウハウを指導しながら、技術援助をしていくという方策をやることが重要ではなかろうかと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。今、非常にこの7月、8月の観光客のデータをみてみると、観光客ばかりではないのですけれど、入込数を見てみると、7月で昨年が3,178人、今年は3,616人、8月の場合、去年、4,052人、今年は4,829人ということです。非常に右肩上がりで入込客が増えているということは、これまでの関係者の努力もさることながら、国内経済の発展、前向きに国内経済が好転している証拠ではないか、現れではないかと思われるのです。話をお伺いしますと、いらっしゃった方々のうち、与論島に定住したい、あるいは与論町に移住したいという方々も半ばいるように聞きますが、そういった方々は、急に来て、すぐ家を借りるということもなかなか難しいかと思いますけれど、そういった方々が長期滞在できるようなシェアハウスとかゲストハウスを、民間企業さんがやりたいという話も聞かれます。そういった新たな若い起業家の方々の対策等も考えながら、農地法の関係も、税制の関係等も加味しながらビジョンを描いていただくことも必要かと思いますので、まずは定住化促進計画をぴしゃっと策定していただきて、それに基づいた施策を実施していくのが一番いいのではないかと思いますので、ぜひ関係課で連携してやっていただきたいと思いますが、この御答弁は、どうですかね、総務企画課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 若者定住計画についてなのですが、今地方創生における人口減少問題について、どうしたら人が増やせるかというテーマの下で、4月からたくさんの団体、NPOを含め、意見交換会をした中で、若い人たちをどうやって呼び込むか、またUターン、Iターンの人たちをどうやって呼び込むかということで、いろいろな議論をしてまいりました。そういった中で、与論町の観光が上向いていますので、観光から移住・定住へ結び付ける。そういったことをするために、先ほど高田議員がおっしゃいましたけれど、シェアハウスの整備だとか、移住体験ツアーの実施等を、直接移住・定住するということではなくて、そういった流れをうまく結び付けて、移住・定住に結び付けていく策がいいのではないかという

ことでやっています。一番のターゲットになっているのが、若者の定住なくして出産、子育てといろいろありますので、そこは重点的に計画を立てて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大変立派な力強い御答弁をいただきました。安心して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、8番、麓 才良に発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 安心して終わられたあとで、元気を出してまた頑張ってまいりたいと思います。新しく山町長、久留副町長をお迎えをして、町民の期待の中での9月定例会における一般質問です。

私は、ゆんぬ創生についてと子育て支援について取り上げてありますが、この件については、以前にも一般質問等で何度か取り上げてまいりました。また、本日は、午前中からの子育て支援については、特別審議であるかのごとく各議員が取り上げています。これはこれでとりもなおさず、今地方創生で、国が人口問題で、子育て支援というのをきちんとつないでいきなさいということで打ち出されており、その反映であると思います。

また、高田議員からもありましたように、総務委員会においても、若者定住促進の件について、条例制定の試みやそれらを踏まえながら決議をしてあります。その中で、若者定住促進の柱として、一つには就業支援、一つには住宅支援、一つには子育て支援、一つには若者情報の共有化ということで、この4つの柱を上げて、当局のほうで若者定住促進についてはネットワークを構築して取り組まれるよう申し上げたところです。そういうのを踏まえながら、なるべく論議が出たものについてだぶらないような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、第1点の町民の英知を結集し、豊かで住みよいゆんぬ創生について、所信表明でうたわれています。その中で、私は、自治公民館の関連についてお伺いをいたします。

第1点として、自治公民館との連携をより促進し、コミュニティの充実を図ることが、町長の基本理念である「町民の英知を結集し、豊かで住みよいゆんぬ創生」の柱になるものと考えるところから、自治公民館と緊密に連携したまちづくり懇談会等を開催する考えはないか、お伺いいたします。

この点については、今まちづくり懇談会を1カ所で行っていますが、以前から御指摘がありますように、非常に町民の出席が少ないと、関心がないということでは

ありませんが、町民の出席が少ないと。これについては、どのような手立てをしてこの町民と膝を交えて懇談をしていくかということが重要な課題です。一方的にお話をするだけではなくて、フェイス対フェイスでとやりとりをするという、そういう中で、町民の声を聞かせてもらう。また、それに対してじかにお答えをする。また、町の方針についても具体的にお話をさせていただく。こういうふうなやりとりが必要だと思います。

自治公民館との座談会については、以前にも取り組んだ経緯があり、そのときもなかなか人数が少ないということで、1カ所でやるという流れになってきていますが、ここをどうにかしてこの仕組みを変えて、いい方向に取り組んでいくという観点からお伺いをいたしております。

次に、自治公民館に担当職員を配置する制度の導入についてですが、これは鹿児島県でもこういう制度を導入しているところがあるのですが、この形で集落の課題を洗い出し・集約するとともに、施策の展開を図るためにネットワークを充実・強化する必要があると痛感するものであり、この考えについてお伺いをするものです。

現在の自治公民館の役員を見てみると、どの集落においても役場の職員がそれなりの重要なポジションを占めて、地域における活動を推進をしています。ところが、役場職員の地域における役員としての活動がそのまま町政のほうにキックバックされている仕組みになっているかというと、そういう仕組みにはまだ十分なっていないのではないかと思います。また、今般は、自治公民館長連絡協議会が以前の社会教育の範ちゅうから総務企画課の範ちゅうになって、より行政との結び付きが緊密になったということは、一つの前進であろうかと思いますが、より以上に先ほどの懇談会と同じように、課題の集約、また行政の方向性等の周知、そういうものも含めながら、自治公民館との連携を密にする仕組みを、工夫をきちんとつくり上げていくということが望まれるのではないかと思います。役場の職員にも担当職員という形できちんと任命されて、その職務にしたがって、地域と行政とのキャッチボールをしていく役割をきちんとしていくと、より充実した地域とのコミュニケーションがなされていくのではないかと考えます。このコミュニケーションが少しづつ深まっていくと、行政と地域との関係がより密接になって、今問題になっていたことが、その過程を通じることによってより前進的な話題、方向性へと変わっていくのは当然のことだろうと思います。そういうのを念頭に置きながら、ぜひこの制度についても御検討をいただければと思います。

次に、子育て支援についてです。

前にも子育て支援員の養成については申し上げましたが、今年度から国のほうで

は、地域における子育て支援の一環として、子育て支援員の養成の制度を設けています。これは、御存じのように、県や市町村が主体となって実施できるようになっており、研修の内容は、基本研修・専門研修というふうに分かれていますが、こういう研修をきちんと受けることによって、こども園等への配属をお願いをして、そこで保育士の方々と一緒にになって子育てに、子育ての支援に参加していただく。私たちが石垣に行ったときに、言われたことを先ほど供利議員に確認させてもらったのですが、蟻の目、鳥の目、魚の目といういろいろ視点を変えた見方ということで、蟻、鳥、魚の目がありました。こども園における3つの目ということで、一つは、家族、家庭の目がある。一つは、こども園で預かっておられる保育士の方々の目がある。そこにウップペーパーが子育て支援員の養成研修を受けられて、きちんとした形で入ってこられると、そこにウップペーパーの根が生える。そういうことで、いろいろな観点からの目が子供たちに注がれていく形になろうかと思います。そういう視点からも、この子育て支援員の養成については、本町の喫緊の課題として取り組んでいいのではないかと思います。今地方創生を総合戦略、向こう5か年間の計画で進めていくのですが、5か年間の間に、例えば、本町の重点課題としてこれを取り上げていって、5か年間でこの支援員の研修を重点的に行っていく。それで5か年が過ぎたら、5か年間の間に養成された方々を中心にして進んでいて、その次はほかのところに重点を移すという形でも取り組んでいけるのではないかと考えます。そして、このように、幼児の教育を充実させるという視点がより際立ったものになってきたときに、本町の幼少中高一貫教育が内外にもより一層高く評価をされてくるのではないかと考えるところです。

次に、産婦人科のない本町における出産支援の件についてですが、これは先ほどの高田議員からも論点がありました。私たち委員会でもそういう論点で協議をしていますので、経緯については省かせていただきますが、今地方創生で大事なことは、各地区が総合戦略を練っていますが、それをお互いに出したときに、とんがつた部分、目玉というのがどうしても各市町村、特にこのように小さな私ども与論町においては、その目玉をどうしてつくっていくかということが一番重要な観点ではないかと思います。そうすると、この子育て支援、それも特に幼児期の子育て支援ということをより重点施策ということで取り上げて、そこに集中的に施策を展開していく。先ほど財政的な問題では、喜界町の例がありました。これを喜界町の例にならって、それを参考にしてやっていきますと、目玉にはなりません。喜界町と同レベルのことしかなりません。目玉にするというのであれば、喜界町を越えた形でどういうふうにしていくかということでやっていくので、そうすると、先般もちょっと話をした覚えがありますが、もっと使い勝手のいい形で支援をしていく。病

院を視察したときに、例として出していたのは、20万円を使いつ切りで渡すぐらいの感覚でもいいではないという形で話が出てきたのですが、これは先ほどの例に例えれば、20万円を50人で掛けると金額がはっきり目標として出てくるのです。これが具体的に目標値として設定されるのではないかと思います。与論町のきちんとした目標、自己財源を使い、ふるさと納税等の手立てもあるのですが、本町の目標をきちんと掲げたときに、県に対する現在運用している制度についての改善等を、県に迫っていく道筋ができるのではないかと考えるところである。

以上、申し上げて、また再度御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。麓議員から質問というよりも、非常にすばらしい提言等も踏まえてございまして、大変参考になりました。ありがたいと思います。一応お答えを用意していますので、答弁したいと思います。

まず、1番のゆんぬ創生についてです。

本当にこの自治公民館の問題ですが、これまで、町民参加によるまちづくりを推進するに当たり、意見交換の場として、集落単位や校区単位の懇談会を開催していましたが、参加人数等の問題から現在では、町全体を対象とした懇談会を開催しているところです。また、行政の一方的な説明とならないようにとの意見もあり、各集落や各種団体が抱える問題・課題についての意見交換会を町民側からの要請に応えるような出前説明会の取り組みも行ってきましたところです。

まちづくり懇談会については、行政からの周知不足や開催方法についての改善を行い住民の参加を促すとともに、身近な問題を取り上げるなど内容の検討も必要だと考えます。今後は自治公民館からの要望を集約し、その内容について意見交換会を開催するなど、自治公民館主導による懇談会の開催も検討してまいりたいと存じます。

次に、担当職員の件です。

各集落における様々な地域の課題・要望については、現在月1回開催されている自治公民館連絡協議会への情報提供や議題として取り上げ、行政側（総務企画課所管）と各自治公民館との間で緊密な連携を図り協議をしながら、まちづくりを推進しているところです。

現在、各自治公民館の運営役員には、全集落とも役場職員がその運営組織に携わっています。集落によって役場職員数のばらつきはありますが、自治公民館の運営役員を担っている役場職員とのネットワークの構築を含め、自治公民館連絡協議会と更なる連携の強化を図りながら、施策の展開に結ぶ付けてまいりたいと考えます。

次に、2番の子育て支援についてです。

子育て支援制度は、本年度からスタートした子ども・子育て新制度において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保できるよう、地域の実情やニーズに応じた多様な保育や子育て支援を行う担い手となる人材を養成するために創設されたものです。

子育て支援員として認定されるには、国で定めた基本研修及び専門研修を修了しなければなりません。麓議員がおっしゃったとおりです。このことを踏まえ、今後県への研修開催要望や町主体による研修の実施など、子育て支援員の養成・確保に努め、更なる保育の質の向上と子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えます。

また、幼少中高一貫教育振興については、現在も地域との交流や諸行事への参加等で連携を図っていますが、更に共通実践・協議の機会の拡充に努め、より一層緊密な相互連携を進めてまいる所存です。

次に、2番目の出産のことです。

本町のような離島における産婦人科医・小児科医の常駐は、妊娠期や出産後の突発的な緊急事態に備える必要性や周産期医療の充実を図る意味からも、大変重要な課題であると認識するところです。全国的な医師不足も相まってその確保が非常に困難な状況にありますが、当面は、町内の民間医療機関における巡回診療体制の継続をお願いすることも必要であると考えます。

また、現行の島外出産支援事業の中で、大事をとて早目に出産待機のため島外へ長期滞在する場合は、多大な出費を余儀なくされることから、特に出産に係る交通費・宿泊費については、他自治体の支援事例等も参考にしつつ、上限額や出産前宿泊日数の延長など、町独自の助成基準の拡充策を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） さて、いろいろ提言をいたしますと、それに取り組むための手立てというのがあるのですが、いかんせん、小さい自治体になればなるほど人員削減の波に押されまして、本町においても職員の皆様が非常に1人で多くの仕事を抱えながら、職務に毎日頑張っておられるということを、私どもも見聞きしているところです。そういう中で、今私どもが提言しているようなことをぽんと投げかけても、それを誰がやるのか、どこでやるのか、いつまでやるのかということになると、なかなか現状ではその取り組みも難しいのではないかと思います。

そこで、一つの方策としては、前にも地域おこし協力隊のところで申し上げましたが、今の出産支援にしても、自治公民館とのコミュニケーションにしても、この

1点だけでいいということではなくて、それが多岐にわたる、要するに、ネットワークの構築をしなければならない。今まさに行政の施策を推進していくときには、どのようにして効率的な、有意義なネットワークを構築するかにいろいろとかかっているといつても過言ではないと思います。そうすると、いろいろな範囲に渡って、一つのことからいろいろな範囲に渡って仕事をしなければならないことになると、今の役場の体制ではなかなか大変になってくるのではないかと思います。そういうときに、コーディネート的な役割を果たす立場を、外部の、外からの目を導入するということも含めて、きちんとした形で応募をしてもらう。要するに、こういう方々をということで、明示をして、応募をしてもらって、そういう方々の中からきちんとした形で、このネットワークづくりを含めた形の仕組みづくりについて準備していただいて、それをいろいろな行政や民間団体、今は総合戦略の組織があるので、そういうところでもんでいって、一つの形をつくっていくという過程も考えられていいのではないかと思います。そうすることによって、一つの課題が動いていく。前に一步進んでいく。進んでいくときには、単独で進むのではなくて、関連する分野をネットワークとして一緒に進んでいくという、こういう形ができれば、一步進むところが、いろいろな関連付いたところが一緒になって、それが何歩にもなってくるので、これが平面の動きではなくて、みんなが絡み合って、一つの玉として、ボールとしてのイメージで回っていくという考え方でいったらどうでしょう。そうしたときに、その主になるところの理念は何かというと、共生、共に生き、共に生かされるという、共生というのが、その芯になるのではないかと思います。共生というのは、自然と人であり、人と人であり、都会と田舎であり、本土と離島であり、障がいのある方と一般の方々であり、いろいろな形での共生という形があろうと思います。これが玉の中の芯の部分にきちんと我々が自覚をして、いろいろなものが絡み合って、一つの大きな玉にどんどん広がっていくという、そういうイメージでこのコーディネートを進めていかれたらどうだろうかと思います。

そこで、私の今回の通告とは違いますが、この施策を進めていくときに、地域おこし協力隊等をもっと積極的に活用していかれる考えはないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地域おこし協力隊については、以前6月の議会でも地方創生絡みで活用する考えはないかということでしたが、早速来年28年4月から公募しまして、いろいろな情報発信だったりをしたいと思ってます。

特に要綱の中には、与論町の情報発信をはじめ、いろいろな集落とのかかわり、

集落のいろいろな問題点を洗い出したり、特に島外から見えますので、もちろん与論の人が一番詳しいかとは思いますけれど、違った目線でまた見えるところもあると思いますので、様々な対応ができるかと思います。例えば、農業の支援、時期的に人手不足を担ったり、そういうときに、手助けをするとか、いろいろなことが可能なのが地域おこし協力隊ですので、自治公民館連絡協議会ともいろいろ協議しながら、その活用といったらおかしいのですが、地域おこし協力隊の活動内容は、計画的・効率的に効果が上がるようやっていきたいと考えます。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 期待をいたしたいと思いますが、もっと積極的に各分野でこの協力隊の活用を展開していかれたらと思います。また、そのことが町内外のアピールになる点もあるかと思います。

今申し上げましたが、いろいろな施策を展開していくに当たって、私たちはその展開をしていくときの仕掛けの工夫、仕組みづくりに対してどのような新しい仕組みづくりをしていくかというときには、ネットワークの構築がどうしても欠かせないということになってまいりますので、それを推進するに当たっては、中心となるコーディネート役になる方がどうしても必要になってくる。そういう観点で、そういう役割を持った方をきちんと配置されて、議会から様々提案申し上げている事項等については、積極的に進めていただき、与論町の山が動くという形で取り組んでいただきたいと思います。

以上、申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時44分

再開 午後2時53分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、福地元一郎に発言を許します。9番。

○9番（福地元一郎君） それでは、平成27年第3回定例会に当たり、先に通告した件について質問します。

### 1 教育振興対策について

- (1) 町長の所信表明の中に、グローバルな人材を育成するため、IT教育の推進に努めるとありますが、具体的にどう取り組む方針であるか伺います。
- (2) 同じく、英会話教育の推進に努めるとありますが、具体的にどう取り組

む方針であるか伺います。

## 2 観光振興対策について

- (1) 町長の所信表明の中に、教育観光の島づくりに努めるとありますが、町長は、教育観光を具体的にはどのように認識されているか伺います。
- (2) ある民宿に宿泊した観光客から、門限に遅れて帰ったところ、玄関に鍵がかかっていたため、外で一夜を過ごさざるを得なかったとの苦情がありました。せっかく観光客が増加しているのに、これでは昔の二の舞になりかねないと懸念します。問題のある民宿に対しては、接客マナーの指導をする必要があると痛感されますが、町長は対策をどう考えているか伺います。

## 3 野菜振興対策について

- (1) 最近、観光客の増加に伴って島内産の野菜消費も増えつつありますが、食の安心・安全を確保するためには、減農薬・無農薬による野菜づくりを推進する必要があると痛感されますが、町長は基本的な対策をどう考えているか伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。教育振興対策について、(1)ですが、ＩＴ教育の推進です。

全世界における人や物の流れの中で、様々な経済活動が活発に展開されている今日、インターネット等を介した情報伝達やビジネス等が日々行われ、もはやＩＴなくしては今日の社会は成り立たない状況となっています。そのような中で、ＩＴ活用能力は現代社会において必要不可欠な時代となってきています。

本町でも学校教育をはじめ、生涯学習の中でＩＴ教育に積極的に取り組み、グローバルな人材を育成することが重要であると考えます。

次に、(2)です。

社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化理解や異文化コミュニケーションを行う機会は、格段に増えていくことが想定され、外国語教育の一層の充実は重要な問題だと考えます。特に、国際共通語である英語のコミュニケーション能力の育成・向上は、今後の様々な社会的・職業的な場面においても不可欠であることから、本町も英会話教育の積極的な取り組みに努めてまいります。

なお、(1)、(2)について、具体的な説明は教育長がいたします。

次に、質問2の観光振興対策です。

与論町教育行政方針の特色ある教育の中に、教育観光の島の推進を掲げています。

これは、思イドウ運命、請ドゥ幸運のことわざに学び、幼児及び児童生徒の発達段階に応じた夢を育て、国内外に羽ばたく人材を育成し、小さな与論に生きてこられた先人の願いであった教育立島を実現していくことだと考えています。こうした理念を実践することにより、視たい、聴きたい、学びたい、学ばせたい、住みたい、住まわせたいと人々が集まつてくる教育観光の島を目指してまいります。

教育環境とは、すなわちこれらの6つの視点に沿つた魅力ある教育・風土・島づくりを推進することであると認識しています。

次に、民宿のマナーの面ですが、今年は前年に比べて観光客が増えてきており、島に少しづつ活気が出てきたように感じられます。今後、観光客の増加に伴い様々な問題点が出てくることが十分予想されます。特に受入体制については、観光協会と連携して宿泊施設等の関係者を対象に、専門家を招いて接客マナーの講習会などを実施し、接遇のスキルアップを図り集客増に努めてまいりたいと考えています。

次に、野菜振興対策についてです。

本町で生産される野菜は、本土産に比べ、農薬の使用回数が少ない状況にあります。消費者や市場等へのPRと付加価値向上のため、2年前にニガウリとインゲンについてかごしま農林水産物認証を取得し、今年度は新たにサトイモの認証取得を目指して申請を行っています。また、栽培技術の確立や普及を図るために、堆肥を活用した化学肥料削減の実証試験や、化学農薬を削減するために物理的に病害虫を抑制する生産資材・天敵生物等を活用した総合的病害虫・雑草管理技術の導入についても、関係機関や農家と連携した取り組みから有機栽培農家や先進的な農家等を中心に徐々に技術が普及し、成果を上げているところです。

これらの取組については、経費や労力が増加するケースがあることから、国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用して負担軽減に向けた支援を行っています。今年度からは制度改正により助成額の増額が見込まれることから、より一層の推進を図り、さらなる取り組みの拡大に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教育振興対策1-(1)についてお答えいたします。

外海離島の我が町においても情報化が急速に進展し、今後もさらなるICT（情報通信技術）の発達が予想され、学校においてもタブレット型PCや電子黒板などが、多様な学習のための重要な手段として活用されています。

具体的には、IT環境の整備、教員のICT活用能力の育成、ICT支援員の配置を柱に取り組んでまいります。

まず、IT環境においては、第2期教育振興基本計画で目標とされている電子黒板を各学級1台、タブレット型PCを各学校1学級分整備するとともに、無線LANの環境整備を年次的に進めてまいります。

次に、IT教育の充実を図るため教員のICT活用能力の育成に力を入れ、校内研修・町全体研修・先進地研修等を計画的に実施し、授業での効果的なICT活用を目指します。

さらに、授業でのICT活用を推進するため、ICT支援員の配置も検討してまいります。

これらの3つの柱を軸にしたIT教育を充実させることにより、グローバルな人材育成の基盤にしたいと考えています。

次に、教育振興策(2)英会話についてです。

与論町教育行政の方針に、グローバル化への対応や国語と英語の指導の充実を基盤にした学力向上の推進を掲げており、具体的には、小学校の1学年から外国語活動を導入し系統的に学習させ、中学校においては、英語の授業を中心に英会話教育に力を入れてまいります。

毎年1月に行われる鹿児島学習定着度調査では、英語の正答率が県全体・地区全体の正答率を大きく上回る結果を出しています。今後さらに、町雇用のALTの積極的な活用を図り、英検を積極的に勧め児童生徒の英会話能力の向上に努めてまいります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 再質問いたします。学校でのICTの取り組みは、教育長の答弁にもありますように、すばらしい計画であり、教育振興計画が実現できたなら、学力向上などの成果が出るものと期待しています。しかしながら、この前の教育委員会だよりも載っておりましたが、エビングハウスの忘却曲線によると、せっかく学んだことでも20分後には42パーセント、1時間後には56パーセント、1日後には74パーセントを忘れてしまうということです。このことからも分かるように、せっかく学校で学んだことでもうちに帰ってからの復習がないともう4分の3は忘れてしまうということです。家庭にパソコンがあって、インターネットができる環境があればいいのですが、もちろんの事情で家庭においてもインターネット環境がなく、学校で学んだことを復習できない児童生徒もいると思います。教育委員会、あるいは学校では、この点は把握されてますか。伺います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現在、ここに実数は持ってきておりませんが、家庭にないと

か、あるいはインターネットを使っているかという調査は行っています。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） それと先ほどの答弁の中に、無線LANの環境整備を年次的に進めていくと答弁されましたが、それは学校内のことですか。それとも町全体を見据えた整備なのかどうか伺います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 私の答弁した分野に関しては、学校内の無線LANです。2年前までは小学校において基本的にNTTとの連携によって十分措置されていましたが、現在は、その分野についてはされておりませんので、今後このことについても財政との関係を見ながら、順次先ほどの3視点において整備していきたいという思いです。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 私は経済的な理由でデジタルデバイドがあつてはならないと考えています。家庭にインターネットができない環境があつても、図書館あるいはもちろん学校もそうですけれども、公民館や公共施設に行けばいつでも自由にインターネットができる環境があれば学習できるので、ぜひそういう環境を町で進めていくべきだと考えています。すなわち、それは何を意味するかというと、Wi-Fiのフリースポットのフェスです。前の南町長に早急に検討するようにということを要望したところ、早急に検討するということを答弁されたのですが、残念なことに南町長が任期の間はそれはできませんでした。そこで、改めて山町長に伺います。Wi-Fiのフリースポットを構築する考えがあるかどうか。これはもちろん教育にも関係しますが、観光においても必要なものだと思いますので、よろしく答弁お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 前の議会だよりも福地議員の質問で、公共の場でのインターネットの活用について載っておりました。大変すばらしいことだなと思って拝見したのですが、本当に与論町でも図書館あたりには、そういうのができればいいなと考えています。ぜひそういう方向にしていけたらいいと考えています。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 早急に実現されるようお願いしまして、次に進みます。

町で雇用しているALTの方は、以前はハレルヤこども園に勤務していました。そこで、英会話を3歳児から指導しておりましたが、私の孫が帰って来たときに、リンゴを見て、「ア、アップル」とこう言ったのでびっくりしたのです。仮に読み書きはできなくても、3歳児でも英会話を教えることによって、身に付いてくる

と。だから英会話というのは早ければ早いほどいいということをそのときに感じました。そこで、これからはALTの先生の役割というのが大変重要になってくると思いますが、1人ではなかなかこども園、あるいは小学校、中学校と回るのは、とても大変だと思うのです。そこで私が提案したいのは、YouTubeの活用です。今、YouTubeに英会話と入力して検索しますと、もう何千件という英会話の教材となるものが出てまいります。それを活用すれば、別には先生が身近にいなくても十分勉強はできると思うのです。特に、今与論にはATLの先生がいらっしゃるのですから、与論に関する、例えば、百合ヶ浜へはどう行きますかと言わたときに、こう行きますという答え、それを動画にしてYouTubeに流していただきたい。そういう会話集をつくって流せば、勉強にもなるし、あるいは実際外人の方が来て、日本語もわからない外人の方が見ても、それを見れば理解できる。そういう活用もできると思いますので、ぜひYouTubeの活用を検討していただきたい。これは英会話だけではなくて、与論のユンヌフトウバ、方言ですね。それにも十分に活用できるものだと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。英会話のグローバル化の進展に伴つてという基礎のためにYouTubeの活用ということですので、こども園から小中までどのような活用方法があるか、また検討していきたいと思います。それ以前に、こども園においても、ユンヌフトウバと日本語と英語の共通の3園ベースで遊びを通じながら、1から10まで、歌で、行動でというのを、ALTが基本的なものを、3園とも平等に同じようなカリキュラムで進める姿勢で動いています。来年当たりはそれをもとに基本的なカリキュラムを、こども園の保育士なんかも共有できるように、そして遊びながら、それを実践しながらやってるところもございます。「いち」と言ったら、「ワン」、「一つですね」という形で、ものを遊びながら数えていくという形もしていますので、英会話についても、ちょっとほかの教育委員会よりは早目なのですが、小学校1年からもう全部カリキュラムは一応つくりました。そして、今年から1、2年生は6時間、3、4年生が12時間でしたね、そして5、6年生は35時間の時数で、英会話を3小学校ともに共通して進める方向で動き始めています。ということで、もう一つは、英会話の促進には、一般の公民館講座である方が一生懸命与論に、先ほどおっしゃったように、観光客や来る人たちに対応できる人材を育てていこうということで、公民館講座に英会話教室をつくって、今鋭意そういう人たちの養成に向けて頑張っているところです。これも大きく小中学生も含めて広げていきたい。現在は8人ですが、そのように考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ただいまの教育長の答弁を聞いて安心しました。ぜひそれを進めさせていただきたいと思います。

次、2-(1)に進みます。

今年に入って、沖縄県の国頭村や伊江村から教育委員会の関係者や校長先生などが与論の教育はすばらしいということで、視察に来島されましたよね。私は、これこそが教育観光ではないかと思うのですよ。皆さんのが帰るときに同じようにおっしゃったのは、島の教育指導はすばらしいと。そういうって皆お帰りになるのです。私は、この島の教育のすばらしさをもっとPRすれば、沖縄県と言わず、近くの沖永良部とか徳之島からでも視察に来島すると思うのです。それこそが教育観光の原点ではないかと思うのです。教育長、どう思われますか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。これは先人の方々、そして地域の方、これまで教育に造詣の深い皆様方が、保護者から、地域の人から、学校教育まで含めて教育に対するいろいろな支援をした結果であると感じています。おっしゃられるように、そういう形で人々が結び付いて、そこから住みたいというところまでに結び付くことを効果として願いたいと。中2存続の問題は、中学生と高校の存続も同じ思いで一貫しているところです。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 今、教育長の答弁の中に、高校の存続問題のことがありましたが、全然話は違いますが、きょうちょっと新聞を見て思ったことがあったので、今書いてきましたので読み上げてみたいと思います。前私たちが所管事務調査を行った長島町に東京大学法学部を卒業して総務省に入省したあと、今現在は副町長に就任した井上貴至さんという方がいらっしゃいますが、この方が提案した制度で、ブリタニカ学プログラムというのがあるそうです。まだそれは実際に動いてないそうですが、どういったことかというと、高校や大学を卒業したあとに、地元にUターンして在職している方は、その間は返済を不要とする奨学金制度だそうです。そしてそれは午前中の町さんの一般質問にありましたように、島外からの転入生も対象にするということでありました。これは与論島でも考えてみる必要があるのではないかと思って、私はここで今発言するのですが、存続問題は確かに大変なことだし、高校がなくなったら島外に行って、また島の人が大変になるのは分かりますが、なかなかよそから留学生を呼んで島で高校をどうですかと言われても、なかなか魅力というのが、来て何か得になるようなこと。ずっと先ほどの答弁にありましたよう

に、下宿には3万円支給するとか、2万円支給するとかありますけれども、こういったもっと金額を大きくしたような奨学金制度も考えてみる必要があるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず基本的に、先ほど言ったように、与論での生活、与論での教育にしっかり魅力を感じて来ていただけるように自分たちの島を魅力化するという取り組みをまず原点にしたいと思います。住んでいる人が進学をするにしても、就職をするにしても、誇り得るもの、また帰りたいと思う子供を育てる。これがまず基本で、その上でお金で来るというのではなく、来る人は最小限のお金でも、本当にここに育ってよかったですという程度のものにしたい。要するに、長続きするものにしたいという気持ちが一つございまして、潤沢にということではないという部分の、この非常に兼ね合いを考えています。そして、最後に今の奨学資金については、島内、島外を問わず、ふるさと留学してきた子供も含めて、同様に適用できる奨学金として、プラスがあるという考え方ができればなと思って、当然、そのことも視野に入れて、このふるさと留学生の進展と課題を踏まえながら、順次よりよいものを構築していくという形で、ずっと永遠に2学級が続いて活性化するような島づくりの子供たちになればと思っています。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ぜひそれを検討するようお願い申し上げて、次に進みます。

2-(2)に入ります。

最近、観光客の増加の一因として、SNSの活用が挙げられますが、このことは大変与論島のPRをするにはいいことなのですが、また逆に悪いことでもすぐネットで拡散してしまうという面もあるのです。たった1件の民宿のトラブル、あるいは悪評が、例えば、フェイスブックなんかに広がってしまうと、与論全体がそういうふうに見られてしまうのではないかという心配があるのです。たった1件の民宿のことなのですが、もう既に何件もフェイスブックからきたり、メールできたりしていますので、とても配するのですが、こういったことは、もちろん町長の答弁にもありましたように、しっかりと指導していくことが大事なのですが、それでも何度も続くようであれば、名前を公表するぐらいの強い姿勢で臨んでほしいと思うのですが、これは町長にお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ある1件の民宿の対応が非常に現在ではフェイスブック等で拡散するということで、大変危惧するところですが、その民宿に対して指導していくという努力は続けたいと思いますが、それによって罰則的に名前を公表するとか、

あるいはまた、民宿の一時停止とかということまでは至らないのではないかなど今は考えています。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 町長の優しい答弁も分かりますが、実は既にその民宿は、もちろん名前は出しませんが、「じやらん」とか、そういったものではそういったクレームがもう載っているのです、実際ね。その名前が出ているのです。だからもう言わずと知れたことなので、あえて私からは言いませんが、ぜひ強い指導をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

最後に移ります。

食の安心・安全を確保するためには、答弁にもありましたように、堆肥を活用したり、天敵生物を活用したりするようなことも大変重要ですが、それと同時に、地元の野菜またはその加工に使う野菜、そういったものの残留農薬の検査体制をどうやってつくっていくかも大事だと思うのです。見解をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変大事なことだと思います。検査体制につきましては、担当課と語り合っていきたいと思いますし、また、大学等との合同で進めていくという手もあると思いますので、隨時検討していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 大変すばらしい指摘ありがとうございます。今全国的に残留農薬の関係が取りざたされていることはよく承知しています。それにつきましては、うちのJAさんとか、また県の介護福祉の方なんかともよく話をしながら、鹿児島県のほうでも食の安全推進の観点から、今どういったふうに、そのできるだけ農薬を使わないような農業が推進できるかということで、与論町のほうでも現在14人の方が取り組んでいて、与論町エコファーマーグループという名称で環境保全型の農業に励んでいます。それが今年度から法律が変わりまして、よりよい制度になってきています。鹿児島県全体としても残留農薬を絶つようになるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） TPPも大筋で合意して、早ければ来年にも外国産の安い肉とか野菜がもう与論にも入ってくると思うのです。しかしながら、特に中国産は気を付けなければいけないと思うのです、その残留農薬が心配で。ですから、食の安心・安全を考えたら、よそから入ってくる物に対しては抜き打ちで残留農薬を検査することも必要になってくるのではないかと思うのです。ぜひそれも念頭において

やっていただきたいと思います。

そして、観光が盛んになってくると、もちろん観光に携わっている人は、民宿あるいはグラスボートとか、関連する方は経済的に余裕が出てくるというか、収入を得るのでですが、それに伴って農業や漁業に携わっている人にも利益が入ってくるような、地産地消を町を挙げて推進していく必要があるのではないかと思うのですが、町長はどう思いますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今中央公民館の前とか、Aコープの横のほうで生活改善グループがいろいろな農産物を販売しているのですが、それらを本当に本町産のものは農薬を使用してないんだとか、有機栽培によるものだというPRができて、これをスーパー等でも時期によっては販売できるような仕組みまで高めていければと考えます。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ありがとうございます。高田さんではないですが、安心した質問の答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思います。最後に、またしつこいようですが、一言。どうしてもWi-Fiのフリースポットを早急に検討するようお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 9番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月9日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後3時31分

# 平成 27 年第 3 回与論町議会定例会

第 4 日

平成 27 年 10 月 9 日

平成27年第3回与論町議会定例会会議録  
平成27年10月9日（金曜日）午後3時32分開議

1 議事日程（第4号）

開議の宣告

- 第1 諒問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
第2 諒問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
第3 認定第 1号 平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について  
第4 認定第 2号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について  
第5 認定第 3号 平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
第6 認定第 4号 平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第7 認定第 5号 平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
第8 認定第 6号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
第9 認定第 7号 平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について  
第10 陳情第10号 町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）  
第11 陳情第11号 農道古里15号線の舗装整備に関する陳情  
第12 陳情第12号 農道古里18号線の舗装整備に関する陳情  
第13 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）  
第14 議員派遣の件  
第15 閉会中の継続審査・調査について  
　　総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 林 敏治君  | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町俊策君   | 4番 林 隆壽君  |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利泰伸君  |

7番 野 口 靖 夫 君  
9番 福 地 元一郎 君

8番 麓 才 良 君  
10番 大 田 英 勝 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 滿 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君	税 务 課 長 竹 本 由 弘 君
町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君	環 境 課 長 吉 田 勉 君
産業振興課長 町 島 実 和 君	農業委員会事務局長 德 田 康 悅 君
商工観光課長 富士川 浩 康 君	建設 課 長 山 下 哲 博 君
教委事務局長 田 畑 豊 範 君	教育委員会事務局長 <small>教育委員会事務局長</small> 山 下 一 也 君
水 道 課 長 池 田 美知博 君	与論こども園長 岩 山 秀 子 君
茶花こども園長 阿 多 とみ子 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 川 上 嘉 久 君

開議 午後3時39分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（大田英勝君） 日程第1、諒問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成27年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い、人格識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について理解のある岩村中里氏を推薦したいので議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

諒問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

○議長（大田英勝君） お諮りします。本件は適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて  
は、適任と認めるに決定しました。

-----○-----

#### 日程第2 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（大田英勝君） 日程第2、諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君） 諒問第2号、同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ  
とについて提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成27年12月31日をもって、人権擁護委員の  
任期が満了となります。これに伴い、人格識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁  
護について理解のある岩村安峰氏を推薦したいので議会の意見を求めるます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた  
します。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

諒問第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略した  
いと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、諒問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを  
採決します。

○議長（大田英勝君） お諮りします。本件は適任と認めるについて御異議ありま  
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて  
は、適任と認めるに決定しました。

-----○-----

- 日程第3 認定第1号 平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 認定第2号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入  
歳出決算認定について  
日程第5 認定第3号 平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につい  
て  
日程第6 認定第4号 平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
日程第7 認定第5号 平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て  
日程第8 認定第6号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
日程第9 認定第7号 平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第3、認定第1号「平成26年度与論町一般会計歳入歳出  
決算認定について」から、日程第9、認定第7号「平成26年度与論町水道事業会  
計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のと  
おりであります。

これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について  
を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長  
の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、平成26年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定するこ

とに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算認定につ

いてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ここで決算審査特別委員長の発言を許します。

8番。

○8番（麓 才良君） 今般の決算審査の結果、次のことを意見として集約いたしましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いをいたします。

意見1 廃止路線代替バスについては、町民の利便性等を勘案し、運行形体の見直しを検討すること。

2 奄美パーク代替職員分負担金については、これまでの経緯や効果等を十分に精査し、担当者会議において見直しを提言すること。

3 火葬場の火葬炉を増設したことにより、管理運営に支障を来すことがないよう適切な人員を養成し配置すること。

4 育英奨学金については、財源の確保対策として、ふるさと納税等の活用を検討するとともに、貸与に当たっては奨学金の趣旨を十分認識させた上で、勉学に励み、卒業後はきちんと返済義務を果たすよう指導すること。

5 青年団活動の活性化を図るため、各種行事やまちづくりにおける役割等を明確にして、主体的な参加の機会を増やすとともに、財政的な支援を強化すること。

6 沖縄との交流を一層促進するため、琉球の歴史や地勢学等についての知識を習得できるよう講習・講座等を開設するなど、学習機会の充実を図ること。

7 国民健康保険事業が県に運営移管されることに伴う、保険料の負担額や医療給付の内容等について、町民に早期に説明をすること。

8 農業集落排水事業の分担金及び使用料については、現状に即した金額、料金に見直し、未加入者の加入促進に努めるとともに、未収金の徴収に鋭意取り組むこと。

以上、議長において当局への長に申し入れするようお取り計らいをお願いいたします。以上です。

○議長（大田英勝君） ただいま決算審査特別委員長から申入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第10号 町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について

日程第11 陳情第11号 農道古里15号線の舗装整備に関する陳情

日程第12 陳情第12号 農道古里18号線の舗装整備に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第10、陳情第10号「町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について」から、陳情第12号「農道古里18号線の舗装整備に関する陳情」までの3件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第10号、町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について、陳情第11号、農道古里15号線の舗装整備に関する陳情、陳情第12号、農道古里18号線の舗装整備に関する陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、10月5日（月）午前9時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長及び建設課長に参与を求めて現地調査を行った後、第3委員会室で審査いたしました。

最初に陳情第10号について申し上げます。本路線は、西区集落から与論小学校や与論中学校への通学路として、また朝戸郵便局やスーパー等への生活路線とばかりでなく、営農路線としても利活用が見込まれる路線であること。さらには、町道西前浜線へ接続することにより、時間短縮が図られ、地域営農の活性化も期待

できることから、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号について申し上げます。本農道は、路面浸食が著しく、車両等の交通に不便が生じていること、また、地域営農道路として利用されていることから、早急な舗装整備の必要性が認められると判断し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号について申し上げます。本農道は、路面でのこぼこが激しく、降雨時には水たまりができるなど、車両等の交通に支障を来しています。地域営農道路として利用されているほか、町道金黒線と町道金半田線とのアクセス路線として重要な役割を果たしていることから、舗装整備による改善の必要が認められるため、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第10号、町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情10号、町道揚久保線の早期路線延長と改良舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、農道古里15号線の舗装整備に関する陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号、農道古里15号線の舗装整備に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情11号、農道古里15号線の舗装整備に関する陳情は、採択することに決定しました。

次に、陳情第12号、農道古里18号線の舗装整備に関する陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、農道古里18号線の舗装整備に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情12号、農道古里18号線の舗装整備に関する陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 所管事務調査報告

○議長（大田英勝君） 日程第13、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

当委員会においては所管事務調査の一環として、「安心・安全な災害に強いまちづくりのネットワークの構築」と少子高齢化を見据えた「子育て支援の充実とネットワークの構築」について取り組んでおり、平成27年5月13日から14日にか

けて、長崎県壱岐市及び鹿児島市において調査を実施いたしました。当初出発予定の12日は、台風接近のため、航空便の欠航が予測されたことから、1日早く出發し、12日は、禧久伸一郎県議の配慮により、県議会庁舎において奄美群島振興交付金を活用した奄美群島貨物輸送コスト支援事業及び与論・沖縄間の航空運賃の軽減事業の実施について、県の担当課に要請するとともに、マルエーフェリー株式会社において、奄美・沖縄航路における乗客の利便性・安全性の向上対策及び福祉車両の導入について、調査・要請をしましたので、このことから報告いたします。

奄美群島貨物輸送コスト支援事業については、離島振興課長ほか3人の職員が対応いたしました。奄振交付金制度で全ての貨物を対象にすることは、財源的にも難しいことから、生活物資や建築資材など優先的に支援してほしい品目を限定し、要望したほうが現実的ではないかとの助言をいただきました。

与論・沖縄間の航空運賃の軽減事業については、交通政策課長ほか1人の職員が対応いたしました。奄美群島交流需要喚起対策特別事業として、平成27年度は閑散期に期間を限定し、奄美・沖縄間及び与論・沖縄間について、住民を対象に運賃割引を行う予定で進めているとのことでありました。また、与論・沖縄間は生活路線となっていて、島民にとって沖縄県は生活圏であるとの認識は県も共有しており、沖縄県の場合は沖振法が適用されていることから制度上の違いはあるが、沖縄県とは今後とも積極的に協議を進めていくとのことでありました。なお、本町議会においても、沖縄県議会議員との交流を促進し、与論・沖縄間の航空運賃を軽減することができるよう、共通理解を図っていきたいと話したところ、県も理解を示しました。

奄美・沖縄航路における乗降客の利便性・安全性の向上対策及び福祉車両の導入については、マルエーフェリー株式会社の船舶本部長、総務部長ほか2人が対応いたしました。乗降客の利便性・安全性対策として、エレベーター・エスカレーターの追加設置等は、費用的にも工事の施工上も厳しいことから、現在、両船舶会社の代理店において、高齢者・身障者等からの申請に応じて、車で船内への送迎支援を行うとともに、手荷物手数料も安く設定しているとのことでありました。エレベーターがある右舷側での接岸率は、平成26年は40パーセントだったそうですが、今後もできるだけ右舷側で接岸できるよう努力することがありました。なお、26年度の本町での送迎支援実績は、乗船時が30人、下船時が150人だったそうで、福祉車両を導入する場合は、あらゆる利用者に対応可能な車両を想定して推進するようアドバイスをいただきました。その後、福祉車両の導入については、6月9日に九州船舶（運輸）振興センターの師岡専務理事が来島した折に、町及び両代理店等の関係者を交えて協議した後、町の担当課と両代理店で福祉車両導入後の

管理運営等について具体的な検討を行った結果、当分の間は、両代理店で送迎支援している所有車両を使いサービスの向上を図りながら、対応することになりました。

次に、平成27年5月13日には、長崎県の壱岐市で、地域ぐるみの防災・防犯体制の取組、出産及び子育て支援の取組、離島における航空路・航路運賃及び航路貨物運賃の軽減対策の取組、地域おこし協力隊による地域おこしの取組、古代史の島としての文化財活用、の5項目について調査しました。

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点にあり、平成16年3月に、旧郷ノ浦町、旧勝本町、旧芦辺町、旧石田町の4町が合併してできた人口が28,186人、世帯数が1万1,586戸、一般会計の財政規模209億円、面積138.5平方キロメートルで、壱岐本島と有人島4、無人島17からなる全国で20番目に大きな島であります。主な農産物は、米、葉たばこ、肉用牛、メロン、イチゴ、アスパラガスなどで、施設園芸を取り入れた複合経営が盛んでした。また、水産業は好漁場に恵まれ、イカ、鰯（ぶり）、マダイ、マグロなどが主要な魚種で、岩礁地帯が多いことから、アワビ、ウニなども豊富であるとのことです。

始めに、地域ぐるみの防災・防犯体制の取組について申し上げます。壱岐市では、平成17年に策定された災害防災計画により、防災予防活動、災害応急活動及び災害普及活動等の災害対策を実施しているとのことです。特に、住民の防災意識を高めるため、平成18年6月にわが家の防災マップを作成して各家庭に配布するとともに、平成24年4月には壱岐市防災危険箇所マップを全戸に配布していました。そのマップには、市内68か所の指定避難場所と一時避難場所、収容避難場所、福祉避難場所、災害医療救急所等が図示され、救護用非常持ち出し品一覧表や一時間に降る雨の量と、その目安など、こと細かに記載されているとのことです。また、自らの地域は自ら守る自助を目的に、自主防災組織が公民館単位で現在130団体組織されていて、市が防災資機材購入費の助成や世帯数に応じた支援金を支給するとともに、年1回の会合やAEDの使用講習会及び避難訓練等を実施しているとのことです。さらには、壱岐市地域防止協力隊（土木業者19社）、壱岐市管工事協同組合（水道事業者17社）、長崎県LP協会壱岐市部品（ガス事業者14社）、壱岐市商工会と災害時の応援協定を締結し、災害が発生した場合の被災状況を情報提供、応急対策等の提案、障害物の除去、各種資材や機材の提供、復旧活動従事者の支援ができるような体制づくりを行っているとのことです。このほかにも、平成24年度には姉妹都市である長野県諏訪市、静岡県伊東市、神奈川県秦野市と相互応援協定を締結し、災害時には相互に資機材又は物資、生活必需品、救護車両等の提供や救助等職員の派遣等が行えるような体制づくりを行っているとのことです。そのほか、壱岐市では、玄海原子力発電所から半径30キロメートル

圏内に1万6,017人、全人口の56.8パーセントが居住していて、全体の3分の1の面積が含まれることから、平成26年度には原子力防災訓練も行ったとのことです。

災害が起こった時の情報伝達手段としては、光ファイバーによる防災告知放送、コミュニティFMラジオ、NTTドコモ・au・ソフトバンクのエリアメール、携帯電話による防災・火災メール、衛星電話、壱岐市ケーブルテレビ、市の広報車・自主防災組織連絡網などがあるため、あらゆる伝達手段を駆使していました。なお、民間のFMラジオ放送局等への公的な放送の電波割り込みも可能となっていて、災害発生時には伝達漏れのない体制が整っているとのことです。

防犯体制の取組としては、平成27年3月に、壱岐市高齢社会総合対策ネットワークに関する協定を壱岐警察署と締結していました。この協定は、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等の犯罪被害防止、交通事故防止、高齢者の社会参加活動、所在不明者に係る捜査・手配等の保護活動、見守り活動、災害被害対策等を相互に連携・協力して行うために、相互の業務に支障のない範囲で、相互に情報提供を行い、高齢者が安全に安心して暮らせる壱岐市の実現を目指すことを目的としております。

次に、出産及び子育て支援の取組については、他県との医療連携、本土での出産支援体制、育児と仕事の両立ができる支援体制の3点を調査しました。

1点目の他県との医療連携について申し上げます。壱岐市には中核となる壱岐市民病院を含めて、病院7、一般診療所14、歯科診療所10、の計31医療機関があるそうですが、NICU（新生児集中管理室）などの設備が整った病院がないため、福岡市の病院と医療連携を行い、母子の安全確保の観点から、早めに当該の設備の整った医療機関を紹介しているとのことでした。また、ヘリでの緊急輸送では、長崎県本土の医療機関と連携しているとのことです。

2点目の本土での出産支援体制について申し上げます。壱岐市以外（島外）での出産は、里帰り出産が平成24年度は13.9パーセント、平成26年度は17.3パーセントで、医療的な理由による出産は、平成24年度が7.6パーセント、平成26年度は9.9パーセントと、いずれも増加傾向にあるとのことです。里帰り出産など、本土での出産支援は行っていないとのことですが、産科医療機関のない離島である大島・長島・原島の三島地区に居住している妊婦の出産に際しては、その費用の一部を助成する出産支援事業を実施しているとのことです。

3点目の育児と仕事の両立ができる支援体制について申し上げます。壱岐市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、就労形態の変化など、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めていて、幼保連携認定こども園や幼稚園認定こども園の整備、通園バスの導入による教育・保育施設の効率的な運営や効果的な集団

生活の中での幼稚園教育の充実、保育の量の確保及び質の向上など、利用者が必要とするサービスの提供ができるよう、主体的に柔軟な取組を推進しているとのことであります。また、子育て支援に係る多様な支援サービス事業として、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業など、全部で13事業を進めているとのことです。そのほか、壱岐市地域少子化対策強化事業として、妊娠・出産・産後・未就園・幼児保育・義務教育・高等教育・就労・結婚までの支援の流れを図示した全体関係図のパンフレットを作成・配布して、ワンストップ相談窓口を核とした情報連携を行っておりました。

次に、離島における航空路・航路運賃及び航路貨物運賃の軽減対策の取組について申し上げます。

航空運賃は、長崎県が県営空港の離発着料を減免しているため、運航事業者であるオリエンタルエアブリッジ（O R C）が島民限定の割引制度を設計しており、3人乗りで片道運賃（壱岐・長崎間）が1万100円のところを、7,150円に割引し運行していました。

航路運賃は、長崎県の離島地域交流促進基盤強化事業費補助による船舶更新（リプレイス）補助（全額補助）があるため、博多～壱岐～対馬航路の「フェリーきずな」が平成24年4月から更新就航していて、基本運賃は2割値下げされているとのことでした。この船舶更新（リプレイス）事業では、対象航路に就航しているおむね20年以上の老朽フェリー等を更新することができることであります。

航路貨物運賃の軽減対策の取組としては、離島活性化交付金を活用し、壱岐市離島輸送コスト支援事業補助金交付要綱に基づき、農林水産物の輸送費用の3分の2を農協・漁協に交付しているとのことでした。

次に、地域おこし協力隊による地域おこしの取組について申し上げます。

壱岐市では、平成25年度から女子3人、男子1人の計4人が、海女さん後継者、物産振興及び特産品開発、滞在型交流観光及び情報発信、農業の4部門で活動しているとのことです。海女さん後継者部門の合口香菜氏は、壱岐東部漁協に所属し、主な業務は海女漁の修行、海女漁を中心としたWebによる情報発信、漁協直営販売所での商品販売や新商品開発、販路拡大のPR活動、海女さん料理大集合など、イベントの企画運営を行っているとのことです。物産振興及び特産品開発部門の豊永レイ子氏は、壱岐市観光連盟に所属し、地域の食資源の調査を行い、生産者・加工グループ・業者などと連携した新商品の企画・開発、SNSを利用した情報発信、ネット通販の企画運営に当たっており、新商品第1号となった、地元の野菜を使った野菜で野菜を食べるニンジンドレッシングは、新しい島の特産品として人気があるとのことです。滞在型交流観光及び情報発信部門の徳永満智子氏も、

壱岐市観光連盟に所属し、レコード会社制作ディレクターの経験を生かして、観光資源の調査、季節や客層に応じた観光商品の企画、ホームページ作成のサポート業務などを通じて、島の魅力を発信するとともに、任期後の定住に向けて、総合旅行業務取扱管理者の資格取得を目指しているとのことです。農業部門の堀田九三男氏は、壱岐市の農林課に所属し、農林水産省に6年、長崎県庁に27年4か月勤務した経験を生かして、集落営農法人などの担い手育成支援や農業法人の経営体質強化支援、農産加工などの商品開発及び商品化等に取り組むほか、平成26年度には、自ら株式会社アグリファーム壱岐を設立し、遊休農地や遊休施設を活用した玉ねぎ・メロンの生産と米をつくっているとのことであります。

次に、古代史の島として文化財、壱岐神楽等の活用について申し上げます。

壱岐神楽は、神職から次の世代の神職へと代々伝授され、神楽舞人や曲を奏でる演者などが、全て神職によって執り行われる神事として継承されてきたことが評価され、昭和62年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けております。現在の神楽は、江戸時代前期、唯一神道（吉田神道）の考え方によって確立し、神事芸能として今日まで継承され、舞う曲目数によって弊神楽、小神楽、大神楽、大大神楽の4種類に分けられて奉奏されているとのことであります。壱岐神楽の保存継承を行うため、平成14年度には壱岐神楽の沿革・概要、壱岐神楽を解説した本を教育委員会が中心となって刊行し、神楽舞曲の映像記録としてDVDを作成したほか、10年後の平成25年度にも文化財・文化遺産を活用した地域活性化事業の文化芸能振興費補助金を導入し、最新版の舞曲のDVD制作を行っております。また、壱岐神楽を広く周知するため、壱岐市観光商工課・壱岐市観光連盟と連携し、8月と12月に開催される大大神楽の一般公開や予約制による観光客向けの夜神楽公演の開催を始め、壱岐島外においては、壱岐物産展とタイアップしたJR大阪駅や広島夢タウンでの出張公演を行うなど、観光客の誘致やPR活動にも努めているとのことであります。

次に、見学した関連施設について申し上げます。

住吉神社は、原の辻遺跡を流れる幡鉾川の上流に当たる壱岐中央部の鬱そうとした杜の中に神殿があり、古代から神聖な領域として、規模・風格ともに壱岐を代表する神社として明治4年国幣中社に列格され、壱岐唯一の官社となったとのことであります。また、毎年12月には、壱岐神楽のフィナーレを飾る大大神楽が奉納されているとのことであります。

壱岐市立一支国博物館は、国の特別史跡である原の辻遺跡の復元整備と連動した展示構造で、遺跡も展示の一部に取り入れたサイトミュージアムとなっており、展示全体を通じて、観るだけでなく体感できる施設であります。壱岐島には、国指定

特別史跡の弥生時代の原の辻遺跡や古墳時代の壱岐古墳群を含む480か所以上の遺跡があり、その数は長崎県全体で周知されている遺跡の13パーセントを占めているとのことであります。これらの遺跡からは、壱岐の定住の先駆けとなった縄文時代の遺跡から元寇・鯨組に関する中世期の遺跡までを通史的に知ることができ、各時代の遺跡を点で見せるのではなく、線で結ぶことで、壱岐の歴史を通史的に学習できるよう工夫がなされているとのことあります。

次に、平成27年5月14日には、鹿児島市で子育て支援の取組、結婚相談所の取組、子育て支援施設「りぽんかん」の取組について調査しました。

まず、子育て支援の取組について申し上げます。鹿児島市は、妊娠・出産期からの切れ目のない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画を策定し、国・県・関係機関や支援団体と連携しながら、子供を持ちたいと希望する人が安心して産み育てることができる社会の構築を図るとともに、社会の希望であり、未来をつくる存在である子供たちが明るく健やかに成長でき、子育てや子供の成長に喜びを感じられる環境づくりに努めているとのことであります。特徴的な取組としては、放課後児童健全育成事業では児童クラブの対象を小学6年生まで拡大するとともに、県が実施する放課後児童支援の資格取得に対する支援を行うほか、児童クラブを4か所増設して101か所で支援を行っているとのことであります。また、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を行うため、5保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけるとともに、産後ケア事業等を実施しているとのことであります。

次に、結婚相談所の取組について申し上げます。鹿児島市の結婚相談所は開設以来45年が経過し、現在も出会いの場としての利用が多く、この結婚相談所で結ばれ、幸せな生活を送っている方が大勢おられるとのことです。全登録者数は、平成26年度が男218人、女326人の計544人で、年齢層は20代から80代と幅広くなっているとのことであります。婚約成立者数は、平成26年度が見合い数744人中、9組であったとのことであります。相談員は、男子2人、女子2人で対応しているとのことで、特に個人情報が漏えいしないよう特段の配慮を行っているとのことであります。

次に、子育て支援施設「りぽんかん」の取組について申し上げます。鹿児島市すこやか子育て交流館「りぽんかん」は、子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や団体等の活動を様々な角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として、平成22年10月から供用開始されております。この施設では、広がる笑顔・支え合う子育てをコンセプトに、親と子が触れ合い・遊び・学び・体験できる場を提供するとともに、育児相談や子供の一時預かり、子育てに

関する情報の提供やネットワークづくりを行い、社会全体で支え合う子育て支援を行うことを主な業務としているとのことであります。平成26年度の来館者数は、13万7,774人（1日平均397人）で、平成22年度からの累計では66万1,887人、相談件数は平成26年度が1,647件、累計では7,355件、一時預かり件数は、平成26年度が2,643件、累計では1万773人が利用されているとのことでした。特に一時預かりについては、母親にリフレッシュ時間をつくってもらうための利用と位置づけており、利用料も一人当たり1時間500円（2人目以降は半額）と安いことから、利用者も増加しているとのことであります。なお、所管は健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課交流係で、市職員4人、嘱託職員として企画運営指導員5人、有資格者の子育て支援員14人の体制で支援しているとのことです。

以上が調査の概要であります。

当委員会は、今回の調査を踏まえ、本町における課題と要望を次のとおり集約いたしました。

1点目に、与論・沖縄間の航空運賃を軽減するとともに、奄美群島貨物輸送コスト支援事業を実施するためには、町内の関係機関、関係者及び町民が協働できるような一体化した組織を整備して取り組むことが必要であります。

2点目に、本町においても自助の重要性に鑑み、自主防災組織を活性化し、地域ぐるみの防災・防犯意識の高揚に努める必要があります。

3点目に、子育て支援関連の部署と関係団体等とのネットワークをつくり、社会全体で支え合う子育て支援体制を整備する必要があります。

4点目に、専門的な知識・経験を要する部門や体系的に取り組むことで、効果の上がる分野等を精査して、地域おこし協力隊を積極的に活用する必要があります。

5点目に、国指定重要無形文化財である与論十五夜踊については、保存会と協働して、後継者の育成を始め、保存・活用の方策を検討する必要があります。

6点目に、今回の各調査を通じて、様々な課題の解決や新しい施策の推進に当たっては、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づく配慮・施設づくり等が随所に見られたことから、本町においても、その理念に沿った施策の展開・実施について鋭意努める必要があります。

以上の6項目の積極的な推進を要望し、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。以上です。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長（大田英勝君）　日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15　閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君）　日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君）　これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会　午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 町俊策

与論町議会議員 供利泰伸